

平成16年度 包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

平成 15 年度における下記の校外施設及び社会教育施設の管理運営について

対象とする施設

[校外施設]

清里高原少年自然の家、下田臨海学園、八ヶ岳学校キャンプ場

[社会教育施設]

生涯学習センター、荒川ふるさと文化館、清里高原ロッジ（清里高原少年自然の家併設）

平成 1 7 年 3 月

荒川区包括外部監査人

第1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件(テーマ)	1
3	特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
4	監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	1
(1)	外部監査の目標	1
(2)	主な監査手続き	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査人	2
8	外部監査人補助者	2
9	利害関係	2

第2 外部監査の結果

校外施設及び社会教育施設の概況

1	清里高原少年自然の家の施設及び清里高原学園事業概要	3
2	荒川区立下田臨海学園の施設及び下田臨海学園事業概要	5
3	荒川区立八ヶ岳学校キャンプ場の利用状況(現在は休止中)	7
4	清里・下田移動教室の事業概要	8
(1)	下田移動教室	8
(2)	清里移動教室	9
5	清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の一般利用状況	10
6	荒川区立荒川ふるさと文化館の施設及び事業概要	11
7	荒川区立生涯学習センターの施設及び事業概要	14
8	教育費予算額・決算額推移表(平成13年度~平成15年度)	17

外部監査の結果

1	固定資産(備品)の管理について 各施設共通	19
(1)	清里高原ロッジ・少年自然の家	19
(2)	下田臨海学園	19
(3)	荒川ふるさと文化館	20
(4)	生涯学習センター	20
2	簿外のコピー機内のつり銭の収入計上 共通	20
3	自動販売機の飲料販売数量の算定方法の明確化 清里高原ロッジ・少年自然の家...	21
4	公用車の使用規定について 清里高原ロッジ、少年自然の家	21
5	現金出納帳の様式について 清里高原ロッジ、少年自然の家	22
6	4面マルチビジョンの取得について ふるさと文化館	23

7	有償刊行物の管理について ふるさと文化館	23
8	個人所有のパソコンの持ち込について ふるさと文化館	24
9	入場券の使用前の管理 ふるさと文化館	25
10	建築物環境衛生管理基準維持委託契約の検査及び支払いについて 生涯学習センター	25
11	情報提供コーナー図書について 生涯学習センター	25
12	利用者支援コーナーについて 生涯学習センター	26

第3 包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見

1	非常勤職員の一元管理について 共通	27
2	請書・請求書兼領収書(資金前渡用)の様式及び記載について 共通	27
3	指定管理者制度の導入の検討 共通	28
4	平成15年清里高原ロッジ・少年自然の家の業務委託契約の効率性 清里高原ロッジ・少年自然の家	28
5	清里高原ロッジ・少年自然の家の食材料調達費単価について 清里高原ロッジ・少年自然の家	31
	(1) 食材料調達費の使用状況の検証	31
	(2) 単価・金額の合理性	32
6	委託業者からの再委託について 清里高原ロッジ・少年自然の家	33
7	業務委託先業者の選定について 清里高原ロッジ・少年自然の家	33
8	指定外引率者の費用徴収についてー清里高原ロッジ・少年自然の家	34
9	清里高原移動教室・高原学園・高原ロッジ少年自然の家の収支について 清里高原ロッジ・少年自然の家	36
10	清里高原ロッジ・少年自然の家の名称について 清里高原ロッジ・少年自然の家	38
11	八ヶ岳キャンプ場の休止について 八ヶ岳キャンプ場	39
12	賄業務委託契約の見積参加業者について 下田臨海学園	40
13	機械保守の業務委託及び再委託について 下田臨海学園	41
14	報償費前渡金の精算計算書 下田臨海学園	42
15	温泉使用料 下田臨海学園	42
16	下田臨海学園施設の利用増加にかかる変動費分析 下田臨海学園	42
17	契約予定価格と入札価格が同額である件 ふるさと文化館	45
	(1) 委託業務の内容	46
	(2) 入札の意義	48
	(3) 予定価格と落札価格が同額であるケースが何故多いか	48
18	入札を失念した件 ふるさと文化館	49

19	文化財取り扱いの規程の整備について ふるさと文化館	49
20	文化財の管理について ふるさと文化館	50
	(1) データベース化について	50
	(2) 写真の活用について	51
	(3) 定期確認作業の必要性について	51
21	文化財に対する付保について ふるさと文化館	52
22	施設の広報活動について 生涯学習センター	52
23	建築物環境衛生管理基準維持委託契約の入札について 生涯学習センター	53
24	IT学習の推進事業について 生涯学習センター	53
	(1) IT講習会の開催	53
	(2) IT学習サポート業務の実施	54
	(3) ITサポートボランティア養成講座の開催	54
25	自動販売機の設置と補助金表示 生涯学習センター	56

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

平成15年度における下記の校外施設及び社会教育施設の管理運営について

- ・ 校外施設.....清里高原少年自然の家、下田臨海学園、八ヶ岳学校キャンプ場
- ・ 社会教育施設.....生涯学習センター、荒川ふるさと文化館、清里高原ロッジ（清里高原少年自然の家併設）

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

校外施設は、学校での日常的な教育ではなしえない自然豊かな環境の中で、現地の地理や歴史等の学習の向上を図るとともに、規則正しい共同生活を通じて、自立的な精神を育て、協調性や社会性を養うことを目的として実施している。

社会教育施設は、サークル活動など区民が行う芸術・文化学習・趣味等の場を提供することによる生涯学習の支援や郷土あらかわの歴史を探究するために利用されている。

教育というまでもなく大変重要な施策であり、その施設の利用率等の現状を踏まえ、校外施設及び社会教育施設の管理運営に関する財務事務が関係諸法令に従って実施されているか、またその支出の経済性・効率性・有効性について検討することは有用であると考えた。

特に、指定管理者制度が創設された中で、その導入の適否等を検討することは時期を逸してはならないテーマである。

4 監査の対象期間

平成15年度の事業を監査の対象期間とした。ただし、必要に応じて他の年度の事業についても対象とした。

5 外部監査の方法

(1) 外部監査の目標

合規性の検討

- (ア) 財産管理、契約、出納等に関する事務処理は関連法規に従っているか。

- (イ) 施設管理・運営について関連法規に従っているか。
- (ウ) 施設の管理・運営について、管理・運営規則が明文化されているか。
- (エ) (ウ)で明文化された管理・運営規則は妥当か。
- (オ) (ウ)で明文化された管理・運営規則に従っているか。
- (カ) 現物管理は適正に行われているか。

業務委託のあり方

- (ア) 委託業者の選定（入札）は規程等に従い適正に行われているか。
- (イ) 指定管理者制度の施行に伴い、業務委託のあり方を見直すべき点はないか。

経済性・効率性・有効性の3E監査

- (ア) 施設別のコストは把握されているか。必要と認めた場合は、施設別の利用者一人当たりのコストは把握されているか。
- (イ) 利用者・入館者の状況は把握されているか。
- (ウ) 利用者・入館者を増やす努力は行っているか。
- (エ) 施設の財産の保有・管理について、改善の余地はあるか。
- (オ) 遊休施設はないか。
- (カ) 使用の申し込みから決定及び使用料の徴収までの手続は適正か。

(2) 主な監査手続き

財産管理、契約、出納等の財務に関する事務処理について、適正に執行されているかどうかを監査するため、また、経済性・効率性・有効性の見地より関係諸帳簿及び証憑書類との照合、計算調べ、担当者への質問など、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

6 外部監査の実施期間

平成16年7月1日より平成17年2月10日

7 外部監査人

公認会計士 望月 壽夫

8 外部監査人補助者

公認会計士 5名、税理士 1名

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の結果

校外施設及び社会教育施設の概況

1 清里高原少年自然の家の施設及び清里高原学園事業概要

- (1) 名称 荒川区立清里高原少年自然の家
併設施設 荒川区立清里高原ロッジ
- (2) 所在地 山梨県北杜市高根町清里 3545 番の 5
- (3) 敷地面積 30,382 m²
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建
清里高原少年自然の家 床面積 3,189,969 m²
清里高原ロッジ 床面積 809,995 m²
- (5) 収容人員 清里高原少年自然の家 定員 200 名
清里高原ロッジ 定員 35 名
清里高原学園は清里高原少年自然の家を使用
- (6) 開設 昭和 58 年 4 月
- (7) 経過
林間学園は、昭和 40 年度から昭和 55 年度までは区立那須高原荘を利用して実施してきたが、区立那須高原荘が区民保養所専用施設になるため、昭和 55 年 7 月、代替地として清里高原を選定し、施設建設を決定した。建設工事は昭和 55 年 6 月に着手、昭和 57 年 12 月に竣工し、施設は昭和 58 年 4 月に開設した。
- (8) 高原学園の目的
林間学校における生活を経験することにより、自然や動植物を愛する心を養い、現地の地理や歴史を学んで、理科及び社会科の学習の向上を図る。
団体行動やレクレーションをとおして、相互の友情を深め、他人を尊重する精神を養うとともに社会生活における規律を学びとる。
- (9) 開設期間 平成 15 年 7 月 21 日 (月) ~ 平成 15 年 8 月 8 日 (金)
1 回 2 泊 3 日 9 交代
- (10) 収容人員 1 回 200 人 (児童及び引率職員の総数)

(11) 交通 バスで各学校から学園を往復する。

(12) 職員構成

学校職員（各学校で当日に同行する職員）

(ア) 園長 1人（校長または教頭）

(イ) 指定引率職員

児童数	指定引率職員数	児童数	指定引率職員
1～37人	2名	83～97人	6名
38～52人	3名	98～112人	7名
53～67人	4名	113～127人	8名
68～82人	5名	128～142人	9名

(ウ) 保健職員 1人

現地勤務職員

(ア) 事務職員 清里高原ロッジ・少年自然の家事務嘱託員(非常勤職員)
ただし、開設時には学務課職員が現地に出張し、調整にあたる。

(イ) 看護師 1人

(13) 参加児童について

対象

(ア) 区立小学校に在学する児童(小学校4年生、小規模校は4・5年生合同参加)

(イ) 入園のために学校医の行った健康診断の結果、異常なしと認められた児童

(ウ) その他集団生活になじむことのできる児童

過去3年間の実績

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
参加児童数	1,034人	1,194人	958人
学校数	18校	22校	17校

参加児童の所要経費（概算）

(ア) 交通費 バス 学校～学園往復 約4,200円

(イ) 賄費 2泊3日6食分の主副食費 2,000円

給食費（実費）のうち1/3相当を区で補助

(14) 給食について

給食は、入園当日の夕食から退園日の昼食までの6食とする。

(15) 職員の交通費、日当及び賄費

	交通費（往復）	日 当	賄費（給食費）
園 長 指定引率員 保 健 職 員	バス 学校～学園 区(学務課)が負担	1日目 2,200円～3,000円 2日目以降 1,100円～1,500円	区(学務課)が負担
指定外引率員	学校で負担	学校で負担	学校で負担

2 荒川区立下田臨海学園の施設及び下田臨海学園事業概要

(1) 名 称 荒川区立下田臨海学園

(2) 所 在 地 静岡県下田市柿崎 17 番 27 号

(3) 敷地面積 7,192.87 m²

(4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建、床面積 2,303.32 m²

(5) 収容人員 定員 200 名

(6) 開 設 昭和 43 年 7 月

(7) 経 過

- ・ 臨海学園は、昭和 26 年に「湊臨海学園」（千葉県君津郡）において小中学校合同で開始し、昭和 33 年からは「館山臨海学園」（千葉県館山市）へ中学校が分かれた。
- ・ 昭和 43 年下田市から柿崎小学校であった施設を買収し、「下田臨海学園」として開設し、中学校の利用が「館山臨海学園」から「下田臨海学園」へ移った。
- ・ 昭和 48 年「館山臨海学園」の閉設に伴い、小学校の利用が「湊臨海学園」から「下田臨海学園」に移り、小中学校が合同で「下田臨海学園」を利用することとなった。
- ・ 昭和 60 年湊健康学園の新築移転に伴い、湊臨海学園を設置。これにより小学校の利用は湊臨海学園になり、下田臨海学園は中学校のみの利用となった。
- ・ 昭和 63 年下田臨海学園改築により、小中学校の合同利用となった。
- ・ 平成元年度については群発地震により中止となった。
- ・ 平成 9 年度から夏期の利用は小学校のみとなった。
- ・ 平成 10 年湊臨海学園の休止に伴い、全小学校が下田臨海学園を利用することとなった。

(8) 臨海学園の目的

本施設は、区立小学校の児童を対象として、学校で経験したり学習することのできない海辺での生活、主に水泳を中心とした心身の鍛練、伊豆地方の地形、産業、海辺の動・植物の観察学習や規則正しい生活と行動をとおして、体力向上などを図ることを目的とする。

(9) 開設期間 平成 15 年 7 月 21 日～平成 15 年 8 月 12 日

(10) 収容人員 1 回 200 人（児童及び引率職員の総数）

(11) 交通 原則として学校最寄の JR 駅から JR 線、伊豆急行線を乗り継ぐ。下田駅から学園までは借上げバスを利用する。

(12) 職員構成

学校職員（各学校で当日に同行する職員）

(ア) 園長 1 人（校長または教頭）

(イ) 指定引率職員

児童数	指定引率職員数	児童数	指定引率職員数
1～37 人	2 名	83～97 人	6 名
38～52 人	3 名	98～112 人	7 名
53～67 人	4 名	113～127 人	8 名
68～82 人	5 名	128～142 人	9 名

(ウ) 保健職員 1 人

現地勤務職員

(ア) 事務職員 1～2 人

(イ) 看護師 1 人

(ウ) 遊泳監視 5 人

(13) 参加児童について

対象

(ア) 区立小学校に在学する児童（5 年生、小規模校は 4・5 年生合同で参加）

(イ) 入園のために学校医の行った健康診断の結果、異常なしと認められた児童

(ウ) その他集団生活になじむことのできる児童

過去 3 年間の実績

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
参加児童数	1,136 人	976 人	1,156 人
学校数	21 校	18 校	21 校

参加児童の所要経費（概算）

(7) 交通費 都区内JR駅 下田臨海学園 3,500円程度(本人負担分)
交通費（実費）のうち3,000円を区で補助する。

(1) 賄費 6食分給食費 2,000円程度（本人負担分）
給食費（実費）のうち1/2を区で補助する。

(14) 給食について

給食は、入園当日の夕食から退園日の昼食までの6食とする。

(15) 職員の交通費、日当及び賄費

職員	交通費（往復）	日当	賄費（給食費）
園長 指定引率員 保健職員	区(学務課)が負担	1日目 2,200円～3,000円 2日目以降 1,100円～1,500円	区(学務課)が負担
指定外引率員	学校で負担	なし	学校で負担

3 荒川区立八ヶ岳学校キャンプ場の利用状況（現在は休止中）

(1) 名称 荒川区立八ヶ岳学校キャンプ場

(2) 所在地 長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字西牧場 2244番の2

(3) 敷地面積 25,362.78 m²

(4) 事業の内容及び経過

区立中学校に在学する生徒のうち、参加を希望する生徒を対象として、夏季休業期間中に、区立八ヶ岳学校キャンプ場において、キャンプ生活を行う(1回3泊4日)。

期間中は、教育委員会事務局職員が交代で現地職員として常駐する。また、区立中学校教員が常駐員として学校キャンプのサポートを行う。

(5) 経過

- ・ 昭和43年度 八ヶ岳学校キャンプ場で事業開始
- ・ 昭和61年度 敷地拡張
- ・ 昭和62年度 第三キャンプ場・野外ホール等の設備拡充
- ・ 平成3年度 薪小屋1棟と避難小屋3棟の増改築

- ・ 平成 13 年度 第一キャンプ場閉鎖
- ・ 平成 14 年度 施設休止（学校キャンプ支援事業を新たに開始）

過去 3 年間の実績

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
参加校	10 校	休止	休止
参加生徒数	339 人		
全校生徒数	2,743 人		
参加率	12.4%		

4 清里・下田移動教室の事業概要

清里高原少年自然の家の施設及び荒川区立下田臨海学園の施設を使用して、移動教室の事業を行っている。その概要は下記のとおりである。

(1) 下田移動教室

目的

教育課程の一環として、移動教室を実施することにより児童・生徒の自然と文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。また、集団行動生活を体験することによって、連帯感や責任感及び自主的な生活態度を育成する。

対象者

小学校 6 年生

中学校 2 年生

実費負担

給食賄 1,680 円 給食費（実費）のうち 1/2 を区で補助

事業の内容

- ・ 実施期間中は、教育委員会職員が現地に常駐し、事務に従事している。
- ・ 看護師については、見積競争入札により民間業者に委託している。
- ・ 給食については、見積競争入札により民間業者に委託している。

施設 荒川区立下田臨海学園

行程 2 泊 3 日

期間 前期 平成 15 年 5 月 7 日～ 7 月 14 日

後期 平成 15 年 9 月 8 日～ 10 月 16 日

経過

- ・ 昭和 45 年 中学 1 年生を対象に下田移動教室を開始。
- ・ 昭和 50 年 中学 2 年生も対象に下田移動教室を開始。
- ・ 昭和 63 年 下田臨海学園を改築。
- ・ 平成 元年 小学 6 年生、中学 2 年生を対象に実施。

過去3年間の実績

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
小学校数	24 校	24 校	23 校
参加児童数	1,110 人	1,129 人	1,132 人
中学校数	10 校	10 校	10 校
参加生徒数	920 人	886 人	912 人

(2) 清里移動教室

目的

教育課程の一環として、移動教室を実施することにより児童・生徒の自然と文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。また、集団行動生活を体験することによって、連帯感や責任感及び自主的な生活態度を育成する。

対象者

小学校 5 年生

中学校 1 年生

実費負担

給食賄 2,000 円 給食費（実費）のうち 1/3 相当を区で補助

事業の内容

看護師については、見積競争入札により民間業者に委託している。

施設 荒川区立清里高原自然少年自然の家

行程 2 泊 3 日

期間 前期 平成 15 年 5 月 7 日～ 7 月 2 日

後期 平成 15 年 9 月 8 日～ 10 月 24 日

経過

- ・ 昭和 58 年 清里高原ロッジ・少年自然の家を開設。
- ・ 昭和 58 年 小学校 5 年生を対象に清里移動教室を開始。
- ・ 平成 元年 中学校 1 年生を対象に清里移動教室を開始。

過去3年間の実績

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
小学校数	24 校	24 校	23 校
参加児童数	1,112 人	1,128 人	1,079 人
中学校数	10 校	10 校	10 校
参加生徒数	869 人	886 人	892 人

5 清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の一般利用状況

(1) 目的

清里高原ロッジ

区民に、山村の中での生活体験や山村地域住民との交流を深める場を提供することにより、区民の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

清里高原少年自然の家

優れた自然環境の中での集団生活を通して、明日を担う少年の豊かな情操と自律、協同の精神を養い、創意と活力に溢れる人間形成を図ることを目的とする。

(2) 対象者

清里高原ロッジ

区内の青年団体及び社会教育関係団体が文化・スポーツ活動を行う場合、その他の一般区民

清里高原少年自然の家

区内の少年団体が集団生活を伴う自然観察、野外活動等を行う場合、その他の一般区民

(3) 使用料等

(一般利用)

区 分		1泊2食	内 訳
大人	15歳以上	5,300円	使用料 3,200円 食事代 2,100円
	65歳以上の方 身体障害者手帳等(区内在住)	3,700円	使用料 1,600円 食事代 2,100円
子ども	4歳～15歳未満	3,100円	使用料 1,600円 食事代 1,500円
	身体障害者手帳等(区内在住)	2,300円	使用料 800円 食事代 1,500円

(社会教育関係団体の利用)

区 分		1泊2食	内 訳
大人	15歳以上	4,700円	使用料 2,600円 食事代 2,100円
	65歳以上の方 身体障害者手帳等(区内在住)	3,400円	使用料 1,300円 食事代 2,100円

子ども	4歳～15歳未満	2,800円	使用料・1,300円 食事代・1,500円
	身体障害者手帳等（区内在住）	2,150円	使用料・650円 食事代・1,500円

(4) 経過

昭和58年4月 清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家開設

(5) 過去3年間の実績

		13年度	14年度	15年度
利用者数合計		2,768人	2,503人	3,114人
	ロッジ	1,433人	1,276人	971人
	自然の家	1,335人	1,227人	2,143人

6 荒川区立荒川ふるさと文化館の施設及び事業概要

(1) 設置目的

区民の生涯学習の振興並びに荒川区における教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置する。

(2) 所管事業

荒川ふるさと文化館の目的を達成するため以下の事業を行っている。

荒川区に係る考古、歴史、民俗等の資料（以下「資料」という。）の収集及び保存に関する事業

常設展示及び特別展示に関する事業

資料に係る専門的な調査研究に関する事業

文化財の保存及び活用に関する事業

博物館、学校、図書館等の教育、学術又は文化に係る施設等との相互協力に関する事業

教育、学術及び文化の振興に関する事業

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

具体的には、社会教育課社会教育事業係の所轄であった文化財保護に関する事業は開館（平成10年5月1日）と同時に荒川ふるさと文化館の所轄事業となった。

従来からの文化財の調査や「学校職人教室」「あらかわの伝統技術展」「伝統工芸技術記録映画制作」等の事業に加え、荒川ふるさと文化館の開設に伴い、文化館を拠点に展示や郷土学習室での郷土学習支援など、区民等に郷土の歴史や文化をより深く理解してもらうための事業を行い、郷土学習支援等の質の向上を図っ

ている。

(3) 施設概要

所在地	東京都荒川区南千住六丁目 63 番 1 号		
敷地面積	2,723.96 m ²		
建物構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨） 地上 4 階 地下 1 階 荒川区立南千住図書館と併設		
建物床面積	5,270.69 m ² （文化館占有面積 1,499.89 m ² ）		
建築事業費	建設費	3,280,404,500 円（図書館含む）	
	常設展示製作	319,300,000 円	
工期	建物	平成 7 年 10 月 19 日～平成 10 年 3 月 31 日	
	常設展示	平成 8 年 10 月 1 日～平成 10 年 3 月 31 日	
	共有按分部分（廊下、トイレ等）含む		

(4) 施設規模

常設展示室	506.54 m ²
企画展示室	148.43 m ²
収蔵庫（前室含む）	261.79 m ²
視聴覚室	84.15 m ²
研修室	53.84 m ²
工作室	59.75 m ²
調査研究室	40.61 m ²
事務室（図書館使用部分含む）	282.55 m ²

(5) 施設利用について

	開館時間・利用時間	休館日	観覧料・使用料
展示室	9:30～17:00（入館は 16:30 まで）	毎週月曜日 12月29日～1月4日 資料整理日	常設展示 100 円 特別展 1,000 円以下で 教育委員会が定める額
郷土学習室	9:30～17:00	月曜日が祝日、振替	無 料
視聴覚室		休日の場合はその翌日	1 時間 1,200 円
研修室		（平成 15 年度より）	1 時間 800 円

常設展示室

常設展示室では、荒川に関する考古・歴史・民俗資料を荒川の通史に基づき
展示公開する。

- ・ プロローグ・あらかわの原始ゾーン
- ・ あらかわの古代・中世ゾーン

- ・ あらかわの近世ゾーン
- ・ あらかわの近現代
- ・ あらかわ史跡・文化財データ検索

企画展示室

郷土あらかわに関連した歴史・民俗・考古資料等を題材としたテーマを設定し企画展や館蔵資料の展示を行う。

郷土学習室

区民の郷土学習を支援するための図書・情報・映像など、郷土資料をトータルな形で提供し、利用者がそれぞれの興味・関心に応じて学習することができる。

レファレンスの職員が常駐し、郷土学習のための資料の紹介、学習のアドバイスを行っている。

(6) 平成15年度 荒川ふるさと文化館入館状況

(単位:人)

	有 料	無 料						無料計	合 計	開館 日数	入館者数 1日あたり
		個 人				団 体 等					
		中学生 以下	65歳以上	障害 者	無料 観覧日	学 校	その他 免除				
4月	265	417	336	39	0	0	49	841	1,106	26	43
5月	216	416	307	33	0	0	127	883	1,099	27	41
6月	179	374	232	27	0	0	47	680	859	25	34
7月	275	540	198	53	0	73	92	956	1,231	27	46
8月	235	709	284	39	0	0	36	1,068	1,303	27	48
9月	251	456	209	30	0	0	150	845	1,096	25	44
10月	566	486	663	74	103	298	53	1,677	2,243	27	83
11月	546	623	788	188	522	324	22	2,467	3,013	26	116
12月	552	272	380	41	0	0	18	711	1,263	21	60
1月	209	310	257	41	0	0	5	613	822	22	37
2月	762	372	830	60	0	68	36	1,366	2,128	25	85
3月	474	317	496	60	0	0	22	895	1,369	26	53
合計	4,530	5,292	4,980	685	625	763	657	13,002	17,532	304	58

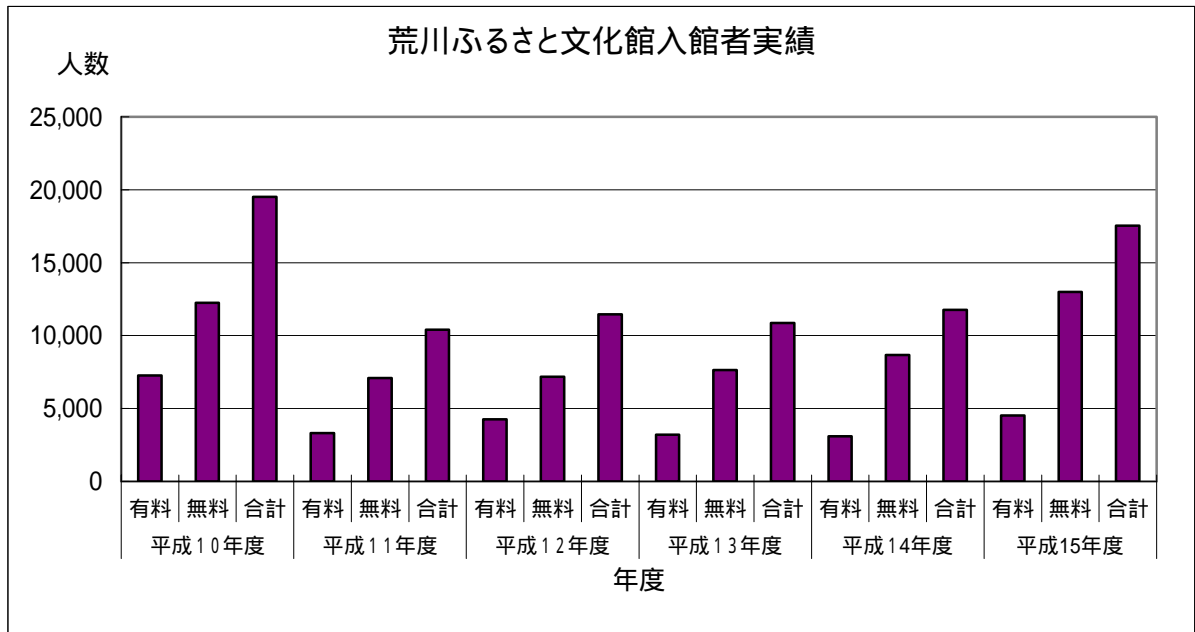
(参考)

観覧料の免除は、荒川区立荒川ふるさと文化館条例第7条及び第9条による。

また、それぞれの分類は、同施行規則の次の条項に該当する。

中学生以下 = 第4条第2項、65歳以上 = 第4条第3項、障害者 = 第4条第4項及び第5項、

無料観覧日 = 第6条第1項～第3項、小中学生 = 第4条第1項、その他免除 = 第4条第6項



7 荒川区立生涯学習センターの施設及び事業概要

(1) 設置目的

区民の生涯にわたる学習活動の充実及び推進を図るための場を設け、地域の活性化と生涯学習の振興に寄与するために設置している。

(2) 設置に至る経緯

小学校の統廃合により廃校となった施設を活用して開設した施設であり、平成8年4月に第一峡田小学校と第八峡田小学校が統合、新校舎に移転したことに伴い、平成8年度に改修工事を実施し、平成9年度に生涯学習センターと教育センターとして生まれ変わった。

(3) 改修工事に要した費用

設計	平成7年度	10,372,100円
工事	平成8年度	303,300,000円
	建築工事	168,680,000円
	電気工事	62,220,000円
	機械設備工事	56,430,000円
	昇降機	15,970,000円

(4) 施設概要

名称	荒川区立生涯学習センター
所在地	荒川区荒川三丁目49番1号
開設時期	平成9年7月1日
敷地面積	6,579.78㎡(4,390.87㎡は国から借りている)

延床面積	生涯学習センター	2,705.24 m ²
	教育センター	1,825.12 m ²
面積割合	生涯学習センター：教育センター = 6：4	
構造	鉄筋コンクリート4階建（うち1階、3階、4階部分）	

(5) 施設内容

小会議室（64 m²、30人程度）4室、大会議室（128 m²、80人程度）、
音楽室（128 m²、40人程度）、多目的室（128 m²、60人程度）、学習室（64 m²、10人）
情報提供コーナー（64 m²）、体育館（700 m²）、多目的広場（3,486 m²）、
コンピュータ室（128 m²）

(6) 利用時間

午前9時から午後10時

(7) 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

(8) 生涯学習センターの機能

生涯学習情報の提供

学習機会の提供

(ア) 区主催

IT講習会、荒川区民カレッジ、リサイクル工房等

(イ) 団体主催

- ・ 荒川区シルバー大学.....墨絵、パソコン等 20教科 25教室
- ・ 荒川区国際交流協会.....日本語サロン・昼コース、外国人のための日本語教室

生涯学習相談

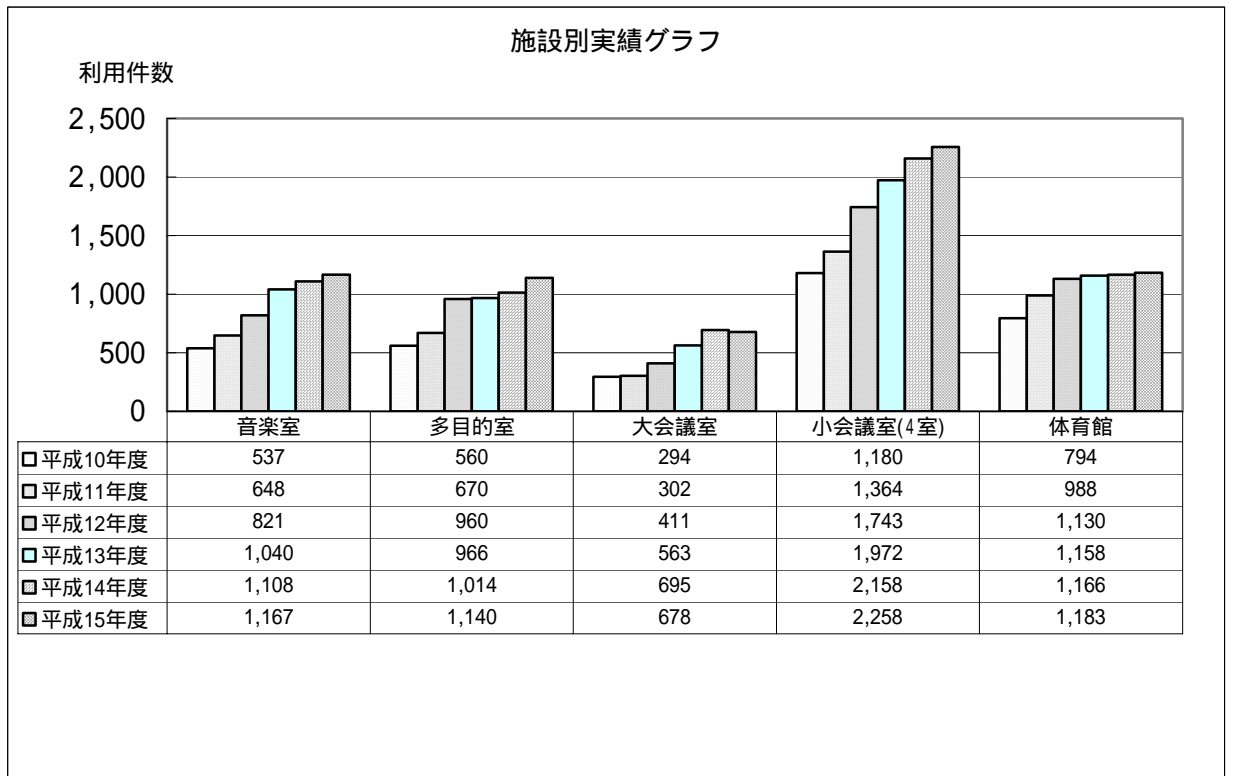
学習活動の場の提供

(ア) 貸室.....社会教育団体、一般団体及び個人

(9) 管理運営について

平成15年度までは、区職員4名と社会教育指導員3名を配置し運営していたが、平成16年度から、(株)読売・日本テレビ文化センターに生涯学習業務と受付事務を委託した。

(10) 利用状況



8 教育費予算額・決算額推移表（平成13年度～平成15年度）

（単位：円）

会計	款	項目	事項	平成15年度		平成14年度		平成13年度	
				予算現額(円)	決算額(円)	予算現額(円)	決算額(円)	予算現額(円)	決算額(円)
			一般会計	75,602,632,224	71,578,901,257	76,738,691,600	71,596,854,867	88,207,418,000	82,518,655,534
			教育費	7,224,288,000	6,660,735,190	7,350,000,000	6,817,892,933	14,389,768,000	13,667,022,642
			教育総務費	873,821,000	791,925,036	771,356,000	707,942,216	717,090,000	659,597,120
			小学校費	2,747,017,000	2,477,250,119	2,785,920,000	2,634,815,847	6,637,313,000	6,372,584,399
			中学校費	1,263,361,000	1,184,391,819	1,402,399,000	1,243,226,085	4,494,895,000	4,254,601,373
			校外施設費	116,178,000	96,927,237	120,453,000	104,411,294	132,621,000	118,980,630
			校外施設費 1	50,116,000	39,989,788	51,307,000	41,954,281	61,793,000	57,124,703
			下田臨海学園管理運営費	30,956,000	25,351,356	29,071,000	24,338,255	34,027,000	31,356,556
			管理費	14,451,000	13,055,913	14,394,000	13,160,621	17,179,000	15,051,045
			給食賄	5,288,000	4,703,789	5,413,000	4,573,737	6,613,000	6,612,950
			運営費	11,217,000	7,591,654	9,264,000	6,603,897	10,235,000	9,692,561
			清里高原学園運営費	14,187,000	12,641,148	17,228,000	16,021,623	14,227,000	13,957,705
			給食賄	3,299,000	3,216,600	4,039,000	4,035,900	3,508,000	3,462,300
			参加児童交通費	7,623,000	7,172,550	9,406,000	9,392,250	7,350,000	7,350,000
			運営費	3,265,000	2,251,998	3,783,000	2,593,473	3,369,000	3,145,405
			八ヶ岳学校キャンプ場管理運営費					13,539,000	11,810,442
			管理費	0	0	0	0	4,142,000	3,663,279
			参加児童交通費	0	0	0	0	4,757,000	4,756,500
			運営費	0	0	0	0	4,640,000	3,390,663
			野外活動事業費	4,973,000	1,997,284	5,008,000	1,594,403	0	0
			管理費	419,000	196,075	216,000	107,310	0	0
			運営費	0	0	307,000	115,500	0	0
			学校キャンプ支援事業	4,554,000	1,801,209	4,485,000	1,371,593	0	0
			移動教室費 1	66,062,000	56,937,449	69,146,000	62,457,013	70,828,000	61,855,927
			小学校移動教室(清里)	18,445,000	17,392,445	19,864,000	18,230,356	20,691,000	17,745,500
			給食賄	3,246,000	3,235,500	3,418,000	3,384,000	3,483,000	3,334,500
			参加児童交通費	9,959,000	9,705,150	10,208,000	9,705,150	10,706,000	9,408,000
			その他運営費	5,240,000	4,451,795	6,238,000	5,141,206	6,502,000	5,003,000
			小学校移動教室(下田)	18,239,000	15,018,469	18,825,000	17,256,485	18,985,000	17,337,249
			給食賄	5,198,000	3,801,840	5,535,000	5,414,400	5,338,000	5,277,600
			参加児童交通費	8,563,000	7,448,080	8,981,000	8,353,800	8,981,000	8,480,850
			その他運営費	4,478,000	3,768,549	4,309,000	3,488,285	4,666,000	3,578,799
			中学校移動教室(清里)	13,078,000	11,388,335	12,936,000	11,815,030	13,077,000	11,671,796
			給食賄	2,676,000	2,676,000	2,657,000	2,656,500	2,784,000	2,607,000
			参加児童交通費	6,771,000	5,554,080	6,771,000	6,333,600	6,771,000	6,303,150
			その他運営費	3,631,000	3,158,255	3,508,000	2,824,930	3,522,000	2,761,646
			中学校移動教室(下田)	16,300,000	13,138,200	17,521,000	15,155,142	18,075,000	15,101,382
			給食賄	4,248,000	3,045,840	4,431,000	4,252,800	4,632,000	4,416,000

8 教育費予算額・決算額推移表（平成13年度～平成15年度）

（単位：円）

会計	款	項目	事項	平成15年度		平成14年度		平成13年度	
				予算現額(円)	決算額(円)	予算現額(円)	決算額(円)	予算現額(円)	決算額(円)
			参加児童交通費	5,228,000	4,783,905	5,041,000	4,851,000	4,948,000	4,321,800
			その他運営費	6,824,000	5,308,455	8,049,000	6,051,342	8,495,000	6,363,582
			幼稚園費	411,898,000	384,218,179	435,593,000	371,734,823	451,586,000	400,324,282
			社会教育費	1,272,400,000	1,212,604,232	1,342,299,000	1,285,440,439	1,439,200,000	1,380,811,812
			社会教育総務費	659,867,000	620,335,999	730,392,000	719,127,268	864,435,000	768,302,327
			図書館費	356,780,000	335,078,681	334,366,000	316,302,414	310,167,000	279,764,945
			清里高原社会教育施設費 2	72,410,000	69,148,138	81,720,000	76,920,045	78,412,000	76,155,385
			清里高原ロッジ・少年自然の家	72,410,000	69,148,138	81,720,000	76,920,045	78,412,000	76,155,385
			清里高原ロッジ(少年自然の家)	72,410,000	69,148,138	14,342,000	13,283,914	17,506,000	17,054,492
			管理運営費	0	0	0	0	60,906,000	59,100,893
			清里高原少年自然の家	0	0	67,378,000	63,636,131	0	0
			生涯学習センター費 2	56,274,000	46,749,214	62,183,000	50,149,249	45,630,000	42,738,217
			一般事務費	40,097,000	36,036,553	41,540,000	39,863,686	42,321,000	40,590,445
			一般事務費	40,097,000	36,036,553	41,540,000	39,863,686	42,321,000	40,590,445
			生涯学習推進費	13,143,000	7,994,564	17,974,000	7,978,710	1,917,000	1,566,872
			区民講座	1,143,000	789,333	1,188,000	986,848	1,307,000	961,947
			専修学校・大学の公開講座	470,000	466,657	470,000	468,039	470,000	464,925
			サークル活動	140,000	18,000	140,000	112,000	140,000	140,000
			IT学習の推進	11,390,000	6,720,574	16,176,000	6,411,823	0	0
			営繕費	3,034,000	2,718,097	2,669,000	2,306,853	1,392,000	580,900
			営繕費	3,034,000	2,718,097	2,669,000	2,306,853	1,392,000	580,900
			荒川ふるさと文化館費 2	86,253,000	78,755,780	89,756,000	83,367,161	81,481,000	74,521,272
			管理費	36,262,000	33,476,858	35,864,000	33,521,995	36,228,000	34,065,717
			管理費	36,262,000	33,476,858	35,864,000	33,521,995	36,228,000	34,065,717
			運営費	24,707,000	23,062,495	26,294,750	24,384,576	26,859,000	25,331,004
			一般運営費	17,363,000	16,353,083	17,392,750	16,938,604	17,957,000	17,418,445
			事業推進費	7,344,000	6,709,412	8,902,000	7,445,972	8,902,000	7,912,559
			文化財保護啓発費	25,284,000	22,216,427	27,597,250	25,460,590	18,394,000	15,124,551
			文化財保護審議会	1,086,000	622,870	1,128,000	830,040	1,158,000	915,610
			文化財保護奨励	6,216,000	4,855,827	9,553,000	8,101,846	5,725,000	5,308,042
			江戸伝統技術	17,310,000	16,322,980	16,692,780	16,528,704	9,511,000	8,900,899
			映像記録保存	672,000	414,750	223,470	0	2,000,000	0
			1 校外施設に係る経費	116,178,000	96,927,237	120,453,000	104,411,294	132,621,000	118,980,630
			2 社会教育施設に係る経費	214,937,000	194,653,132	233,659,000	210,436,455	205,523,000	193,414,874

外部監査の結果

1 固定資産（備品）の管理について 各施設共通

区では、備品の管理について、平成 16 年 4 月よりコンピュータの利用により、新システムの導入を行った。

区の従来システムでは、同一備品には同一のコードが記載された備品シールのみが貼付されているため、同一備品が複数存在する場合、コードが同じであり個々の区別について備品シールを活用することができなかった。その為、新システムに移行し各個別にコードをつけて、そのコードによる個別の備品管理を行うシステムを導入したが、今回、監査を行った各施設において、従来の備品シールが添付されているだけであり、新システムを活用した備品の現物管理が十分に行われていない状態となっていた。

正確に備品を管理するためには、早急に新システムを活用した現物管理（新システムによる台帳の整備及び新たなコードによる備品管理）を行う必要がある。

また、下記の施設において監査を実施したところ、以下の事実があった。

(1) 清里高原ロッジ・少年自然の家

固定資産の管理について備品現在高調書と現物の確認を行なった結果、下記の事項が確認された。

実在する備品の中には、現在高調書に記載の無い物が 15 点あった。

清里高原ロッジ・少年自然の家が開設された昭和 58 年当時においては、現在高調書から 73 枚の油絵があることになっていたが、現物を実査した時に確認できた油絵は 23 枚であり、残り 50 枚については所在が不明とのことであった。

については、現在、清里高原ロッジ・少年自然の家の運営は外部の業者に委託されており、その委託業者の持ち込み資産と区所有の資産との区別が困難と考えられる。業務委託契約は毎年更新されており、他の業者への委託も考えられるため、常に区所有の資産と委託業者所有の資産の区別は明確にしておく必要がある。

については、区において管理している供用備品総括表においても油絵は 73 枚現存することとなっている。正確な実数を把握するとともに、所在の確認が出来ない油絵については除却処理すると同時に大量の油絵の所在が不明となった原因を究明し再発の防止を徹底する必要がある。

(2) 下田臨海学園

備品の管理について備品現在高調書と現物の確認を行なった結果、下記の事項

が確認された。

実在する備品の中には、現在高調書に記載の無い物が9点あった(内、8点には備品シールが貼付されている)。

備品シールに記載されている取得年月日と現在高調書に記載されている取得年月日が異なるものが5点あった。

以前は備品で管理されていたが、区の管理規定の改正に伴い消耗品として管理することとなった備品についても備品シールが貼付されているものが多数存在し、備品として管理すべきものと、消耗品に組み替えたものの区別が困難であった。

(3) 荒川ふるさと文化館

文化館建設時に一括取得した備品について、一部の備品(展示室の模型・4面マルチビジョン等)については、文化館建設時に建物とともに一括取得したため、資産計上においては、建物に含まれており、備品としては計上されていなかった。この処理の仕方によると、これらの備品の現物確認作業が正確に行うことができない、また、これらの備品の除却時において、当該備品の個々の取得価額が不明となるため、資産の除却処理が正確に行うことができない等の問題が生ずることとなる。よって、資産管理上、一括取得した資産についても、原則どおり、建物・備品等に区分して計上すべきものとする。

(4) 生涯学習センター

固定資産の管理状況につき、下記項目につき検討した。

外部委託先への固定資産の管理の引継ぎについて適切に行われているか。

外部委託先への引継ぎは、物品管理者任命報告書及び保全物品整理簿によって、適切に引き継がれていた。

現物管理は適切に行われているか。

実際に区より入手した備品一覧表(前述の保全物品整理簿と照合を実施した。)を持参し、現物確認を部分的(確認時に使用されていた部屋は実施せず。)に実施し、その結果、すべての備品が確認できた。ただし、所在場所が一覧表と異なっているものや、本来備品計上して管理すべきもので一覧表に記載されていない物品が数件あり、訂正及び計上すべきと考える。

2 簿外のコピー機内のつり銭の収入計上 共通

「生涯学習センター」及び「荒川ふるさと文化館」に設置されているコピー機の中には釣り銭用として常時3,000円の現金が用意されているが、年度末に一括して納入しているためそれまでの間区の簿外の財産となっている。

3,000 円の現金は、年度当初から過去のコピー代金のうちから釣銭用にとっておいた現金であり、その現金を除いた金員が収入として毎月収入役に納付報告され収入計上されている。したがってコピー機に留保された現金は「生涯学習センター」も「荒川ふるさと文化館」も収入から除外された金額である。同額は未計上分の中から貯められたものであり、収入に含められるべきものである。

- 3 自動販売機の飲料販売数量の算定方法の明確化 清里高原ロッジ・少年自然の家
清里高原ロッジ・少年自然の家の運営業務委託契約書では、その管理フロント業務委託仕様書、6.管理業務において月別販売業務内訳の報告を求めている。

この中において、委託先は利用者の利便性の為に以下の業務、即ち 特別料理の提供、飲み物の販売、自動販売機等の設置及び管理、たばこの販売の実施ができることとなっており、この ~ の業務より生じた販売高の 10.5%を施設利用料とし区へ支払うことになっている。

この報告内容の適切性を検証すべく、平成 16 年 9 月分の同報告書の内容について売上傳票や当該記録の手法について証憑突合及び事情の聴取を実施した。

その結果上記、については、保存されていたオーダーシートと報告書記載内容は一致していたが、自動販売機の飲料販売数については、販売本数を明確化する客観的な資料の提示がなかった。また、その把握方法を聴取したところ宿泊者の数や概ねの販売状況（販売光景を視認するなど）により数量を記載している旨を聴取した。

実施業務の内容や現地の状況から報告書に記載されているように自動販売機の飲料を種類毎に、毎日記録できないであろうことは容易に推測でき、区としてその点を指摘し適切な情報の入手を要請すべきであったと考える。

また、販売状況の把握を主な目的とするのであれば、月間の販売総数量の報告で足り、現状作成されているような、毎日の詳細な販売情報は重要性が低いと考える。

適切な販売数量情報は、月初在庫数及び月間の仕入れ（外部よりの購入数）月末の在庫数を記録に留めさせるとともに、加減計算により容易に求めることが可能である。検証可能な記録の報告方法を確立すべきである。

- 4 公用車の使用規定について 清里高原ロッジ、少年自然の家

清里高原学園に公用車が 1 台（平成 8 年 5 月購入）があるが、使用規定はない。しかし、業務委託契約書には、次のように定められている。

受託者（乙）との業務委託契約書の管理フロント業務委託仕様書 8 の（3）によると、その他の業務として公用車両の運転保守管理業務を委託している。

すなわち、

- (1) 受託者（乙）は荒川区（甲）が配置した車両については、保守管理を適切に行うため、車両担当責任者を定めて運行すること。

(2) 受託者(乙)は、運転前点検表及び公用車両運転日誌を記載することと定められている。

しかし上記(1)の責任者の定めや(2)の記載もなく、宿泊者の児童、生徒の病気等の搬送、現地での渉外等に使用しているが、明確な運転記録もないことから、今後は清里での公用車のあり方について検討すべきである。

5 現金出納帳の様式について 清里高原ロッジ、少年自然の家

清里高原ロッジ・少年自然の家運営業務の委託契約書では、その管理フロント業務委託仕様書 6.管理業務において、「現金出納帳の作成」及び区への報告が義務付けられている。

これは、平成 14 年度まで利用者は事前に区役所に来庁し使用料等を支払わなければならなかったという煩雑性を解消し、平成 15 年度からは宿泊場所で利用料金の支払い及び使用承認を行えるよう改め、利用者の利便性を向上させたことによるものである。

すなわち、従来、清里高原ロッジで行われていなかった宿泊者からの金員の受け取りなどの金銭管理業務が発生することに伴い、收受金額を明確化するため出納帳の作成を義務付けているものと考えられる。

但し、この金銭出納帳は次表のような様式となっており、次のような問題点が存在する。

通番	日付	申請	使用料	食事料			合計
				賄料	フェア	計	
1	×/×	××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××
2	×/×	××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××
3	×/×	××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××

委託契約によれば「使用料」は区の收受になり、一方、「食事料」は委託先が收受することになっている。従って、所有者が異なり、本来別管理すべき金員を一つの管理表で合わせて管理し、收受した各々の金額が明確にされていない。

現金出納帳は、現状の手許有高を明確にすることによって金員の過不足を明確にすることを目的の一つとするが、当該表は現金收受額の記載はあるが残高の記載がなされていないため、重要な目的の一つである「今あるべき現金」と「実際にある現金」の比較ができず、現状の過不足状況を明らかにできない。

但し、現地で現金の管理状況を視察したところ、收受された金員は原則として翌日には金融機関に預け入れられており、当該通帳の動きと宿泊者数など関連記録を検討した結果、金員は適切に保管されていた。

しかし、本来所属（所有者）の異なる金員が一時的とはいえ一緒に管理されている点は問題があり、收受した時点で明確に管理を分け、区の金銭は別個に保管すべきである。

6 4面マルチビジョンの取得について ふるさと文化館

開館時（平成10年）において、玄関正面の壁面に備え付けるための4面マルチビジョン（取得価額7,808千円）を取得したが、現在までの使用実績は、平成12年度第1回企画展「消えた娯楽の殿堂」（東京スタジアム）（平成12年7月20日～9月17日）の1回のみであった。

4面マルチビジョンの設置について、計画段階においてはエントランスの総合受付横に備え付け、常時映像を流す予定であったが、開館直前にムーブ町屋に設置しているマルチビジョンの耐用期間が短く、また、ランニングコストが大幅にかかることが判明したことから、エントランスの総合受付横にはガラスケースを用いた展示物とする内容に変更し、4面マルチビジョンはイベント等必要時に使用することとしたとのことであった。

当該施設でほとんど利用されないのであれば、他施設での利用等の検討もできないかとの質問に対して、区の回答は、

備え付け仕様のため、設置予定場所にあるコードと接続する必要がある、設置予定場所付近でのみ使用可能である。

常時映像を流す仕様のため、はじめの設定・調整に技術と手間がかかる。等の理由により、活用が図られていないとのことであった。

区において高額なマルチビジョンを取得したにもかかわらず、その後有効的に活用するという考えがなく、多額の設備投資が無駄になってしまったと言える。

よって、このような事案が今後生じないように、区は責任をもって設備投資を計画・実施すべきであるとする。

7 有償刊行物の管理について ふるさと文化館

文化館においては、現在28種類の有償刊行物を発刊している。

これらの有償刊行物は文化館内郷土学習室・文化館受付・区役所2階の情報提供コーナー及び区役所社会教育課において販売されている。

荒川区印刷物取扱規程第16条（整理）において「有償印刷物の頒布を行う課長は、有償印刷物受払簿を備え、適正な受け払いに努めなければならない。」と規定されているが、これに反して、これらの刊行物についての受け払い記録については、区役所2階情報提供コーナー及び文化館受付において交付された刊行物を除き、作成されていなかった。

そして、年度末等の一定時点における刊行物についての棚卸確認作業も実施されていなかった。

このため、それぞれの刊行物について、区全体の受け払いの記録はなく、帳簿上の残高は把握されておらず、また棚卸も実施していないため、実際の残高の把握もなされていなかった。

刊行物について、受払簿を備え、適正な受け払いをなすことは、刊行物の資産的価値の重要性にとどまるだけではなく、荒川区印刷物取扱規程第1条(目的)「～印刷物の適正な発行及び効果的な活用を図ることを目的とする。」、第3条(作成配布の方針)1項「印刷物の作成配布にあたっては、適正な目的のもとにその有効性、経済性及び妥当性を十分考慮するものとする。」、同条2項「印刷物は、その内容、規格、数量、配布先等を常に検討し、積極的に改善を図るとともに、社会経済の動向や区民の要望等に的確に対応するよう努めるものとする。」に規定されている目的・作成配布の方針を達成するためには、当然に定期的な棚卸の実施を含めた受け払い管理がなされなければ、達成できないと考える。

よって、有償印刷物受払簿を備え、適正な受け払いがなされるよう改善する必要がある。

また、印刷物の著作・編集にあたって資料提供等の協力を行った者等に配布・贈呈するための無償配布についても、配布先一覧表及び配布にかかる決裁書の作成はなされていなかった。荒川区印刷物取扱規程第14条(無償配布)には具体的に記載はないが、無償配布時に、無償配布にかかる決裁書の作成及び配布一覧表の添付をすることが望ましいと考える。

平成16年11月末現在における帳簿残高と実際残高を可能な限り遡及して調査してもらった結果、28種類中12種類の刊行物については、文化館開館以前に発行された刊行物の無償配布部数の記録がなく遡及把握できなかったが、16種類の刊行物について遡及的に過不足が把握できた。

(結果)

不足となった刊行物	6種類	不足部数66冊
過剰となった刊行物	5種類	過剰部数63冊
一致した刊行物	5種類	

過不足原因については、遡及时的無償配布部数が当初配布部数であり、実際は変更があったが、今となっては最終的な無償配布部数の正確な数字が把握できないため、この誤差がひとつの原因となっていると考えられるが、正確な原因は究明できなかった。

8 個人所有のパソコンの持ち込みについて ふるさと文化館

個人所有のパソコンの持ち込みについては、「荒川区電子情報システムに係る情報セキュリティ対策基準 4 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の義務」において、許可なく持ち込むことが禁じられているが、これに反して、監査における備品現物確認に際し、個人所有のパソコン2台が、持ち込まれていた。

許可なく持ち込んだ理由は、区により配置されたパソコンの台数では、文化館における書類作成等の日常業務を円滑に行うことが難しく、個人所有のパソコンを持ち込んで業務を行っていたとのことであった。

理由のいかんを問わず、区の基準に違反したことは事実であり、情報流出やコンピュータウィルスの汚染等の可能性も十分考えられることから、個人所有のパソコンの持ち込み禁止を徹底する必要があると考える。

しかしながら、たとえば、平成 14 年 12 月の電子決裁の開始や平成 15 年 9 月の全職員への E メールアドレスの付与など、あらゆる業務での O A 化が急速に進展している現状等を勘案すると、毎年度新規パソコンの配備を進めているが、各部署におけるパソコンの適正台数を再度検討して、適宜、配置基準の見直しをすることも必要であると考えます。

9 入場券の使用前の管理 ふるさと文化館

展示観覧料は入場券及び半券により受付日報を作成し、施設使用料は使用承諾書により管理されている。

しかし、入場券の管理について、使用枚数の管理は正しく計上されているが、使用前の枚数の全体管理はなされていなかった。少額と言えども入場券は金券であり、受払記録の作成等により、現物管理を行うべきである。

10 建築物環境衛生管理基準維持委託契約の検査及び支払いについて 生涯学習センター

上記委託業務については、検査時に報告書を提出することとなっているが、監査時において年 2 回実施される定期清掃及び 2 ヶ月ごとに実施される空気環境測定の報告書中 1 回分の報告書が確認できなかった。

また、本来は実施した月において請求されるべき業務について、当初予定月に実施されなかったにもかかわらず、当初の予定日（9 月 16 日）に実施されたとして、業者より請求がなされ、区も継続支払票に誤って記載し、支払われたものがあった。

実際の実施日は 10 月 15 日（ガラス清掃 69,300 円、ブラインド清掃 47,880 円）であり、このような誤りが生じないように、今後は十分注意する必要がある。

11 情報提供コーナー図書について 生涯学習センター

生涯学習センター内の情報提供コーナーの図書等については、区民の生涯学習の一助とするため、各種の図書・雑誌等の情報資料を提供している。

生涯学習センターにおいては、各図書に登録番号を付けて管理しているが、監査時に一部の図書について点検確認を実施した結果、紛失図書が多数みられたため、全件の点検確認作業を区に依頼した。

その結果、1,154 冊中、紛失等のため確認できなかった図書が、全体の 18.8%の 217

冊、金額で約 379 千円であった。この数字は決して少ないものではないと考える。

原因としては、ひとつには、情報提供コーナーの図書のレイアウトが人目のとどきにくい場所にあることなど、図書の紛失が生じやすい状況にあると考えられる。

これらの図書についても、基本的には、図書館の図書と同様に管理することが必要と考えられ、少なくとも現状の管理方法については、十分なものとは言えず、再検討し改善する必要があると考える。

12 利用者支援コーナーについて 生涯学習センター

生涯学習センター3階に会議室を利用されている方の幼児のために、おもちゃや絵本、ベビーベッドが置かれている利用者支援コーナーがある。

このコーナーの一角に特定の団体（囲碁・国際交流協会等）の所有物を無償にて保管するためのスペース（ロッカー等）がつくられている。

区の施設として特定の団体に対し、なんらの承認もなく無償にて保管場所を提供することは、問題があると考ええる。

また、今後の使用に際しては、少なくとも利用規約等を制定する必要があると考える。

第3 包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見

1 非常勤職員の一元管理について 共通

現在、非常勤職員の雇用及び報酬等の処理は、各所属課単位において行われている。

例えば、生涯学習センターにおける非常勤職員3名の平成15年分の源泉徴収事務について検討した結果、毎月の源泉所得税を月額表甲欄にて徴収しているにもかかわらず、扶養控除等申告書の提出を受けていなかった事例があった。また、年末調整を実施せず、各人が確定申告により住民税についても普通徴収で取り扱っていた。

非常勤職員の人数は現在400名を超え、区全体の職員に対する割合は増加する傾向にあることから、非常勤職員の報酬等の処理を正確で効率的に行うためにも、各所属課単位で行うのではなく、職員課等にて一元管理することを検討する時期にあると考える。

2 請書・請求書兼領収書（資金前渡用）の様式及び記載について 共通

資金前渡による場合の契約については、「請書・請求書兼領収書（資金前渡用）」の様式が定められている。

この様式の契約に関する欄には、契約金額、契約内容、契約日、契約者氏名の記名押印等を記載することとなっている。一方、領収書欄では、契約相手方が領収した場合の領収日、領収したことを証する記名署名を記載することとなっている。

例えば、下田臨海学園における運用状況は、契約に関する欄の契約金額、契約内容、契約日を区の担当者が記載し、業者が会社名の記載押印を行っている。また領収日についても区の担当者が記載し、業者が会社名の記名押印を行っている場合が多い。

なお、業者の氏名までも区の担当者が記載しているものも1件あった。なお、平成13年分の請書・請求書兼領収書（資金前渡用）のファイルを通査したところ、別途業者からの領収書が保管されていたが、平成15年の領収書等は廃棄しているとのことである。

民間の前渡金の精算については、出張費の精算等の際に行われており、一般的に、物品を現金で購入する際に、一つ一つの契約書の作成は行わず、精算報告書に契約金額、契約内容、契約日及び領収日（現金取引であるので同一日になる。）を記載し、これを証明する資料として、業者発行の請求書及び領収書を添付している。

物品を購入した場合において、購入する都度、請書を手にする商慣習は無い。物品の入手と現金を交換し、支払を確認するため内容が記載されている領収書を受け取っている。平成13年において、請求書及び領収書が保管されていることから、これらの資料から請書・請求書兼領収書（資金前渡用）に書き換え、業者に記名押印

させていると推定できる。このような2度手間はやめ、民間で行われているように、証拠資料としては業者の請求書及び領収書にすることが合理的であると思われる。

3 指定管理者制度の導入の検討 共通

平成15年6月、地方自治法の一部を改正する法律が成立し、指定管理者制度について同年9月に施行された。従来は公の施設の管理運営については、地方自治体の出資法人等に限り委託することができたが、今回の改正で株式会社を含めた民間の事業者等にその管理を行わせることが可能となった。民間の持つノウハウを活用した、さらなる区民サービスの向上とコスト削減、効率性を重視した制度といえる。

この指定管理者制度はいわゆる小泉改革の“官から民へ”の流れの一環として位置づけられ、改正自治法の施行から3年の間に、公の施設の管理について、現在管理委託している場合は直営か、指定管理者制度を採用するかいずれかを選択しなければならない。

又、現在の管理委託制度は、委託と受託という法律・条例に根拠を持つ公法上の契約関係であったが、この新しい制度は管理の代行という形で指定法人等に管理を任せる行為である。すでに、多くの自治体がこの制度の検討に入っており、荒川区においても公の施設の管理運営について見直し、再点検を行い、条例の改正等早急に諸手続きに取り組まなければならない。

その際、指定管理者制度を採用し、民間の事業者等に任せる場合は、公の施設での区の財産のすべてについて正確に引き継ぐ必要がある。現在の区の固定資産の管理を整備し適切に引継ぎを行うべきである。

指定管理者制度を導入した後も、委せきりにするのではなく、管理業務の実施状況や利用状況及び料金収入の実績等、定期的かつ随時報告を求め管理指導ができるような契約を結ぶとともに、その後の運用をチェックできるシステムの構築が必要である。

また、公の施設の利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制も指定管理者制度の導入により可能となり、その収入が管理者の収入になることから、より経営効率が追求され、区の委託経費の削減につながる可能性もある。このため指定管理者制度に移行する際には、施設の設置目的、性格等を点検し、該当する施設に適用するよう検討すべきである。

4 平成15年清里高原ロッジ・少年自然の家の業務委託契約の効率性 清里高原ロッジ・少年自然の家

区から提示を受けた清里高原ロッジ・少年自然の家の業務委託契約額の推移表によれば、平成14年度にフロント管理と賄業務を委託していたA社に平成15年度は清掃業務も一括して請け負わせ、それまでの3業務の委託金額を53,831千円から52,796千円へ引き下げ1,035千円が減額されたとされている。

	平成 14 年度		平成 15 年度		増(減)額
	委託先	契約金額	委託先	契約金額	
管理委託費	A 社	50,517 千円	A 社	52,796 千円	
賄業務委託					
業務委託(清掃)	B 社	3,314 千円			
計		53,831 千円		52,796 千円	1,035 千円

(荒川区提示資料「清里高原ロッジ・少年自然の家契約額推移」より抜粋)

この 1,035 千円の減額が効率化によって達成されたものであるか否かについて、内容を検討してみた。

平成 14 年度に区が上記 A 社へ委託した業務は運営賄業務の委託であり、より具体的には「管理フロント業務」、「調理配膳業務」、「警備保安業務」の 3 点である。一方、平成 15 年度は「管理フロント業務」、「清掃業務」、「賄業務」、「食材料調達業務」、「小破修繕業務」、「警備保安業務」の 6 業務となっている。

但し、内容的には平成 14 年度の管理フロント業務は平成 15 年度の管理フロント業務及び小破修繕業務と同義と解され、また、同じく平成 14 年度の調理配膳業務は平成 15 年度の賄業務及び食材料調達業務と同じものと考えられる。従って、平成 15 年度は新たに清掃業務及び受付業務等が増加したものである。

(単位 : 円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	増(減)額
管理フロント業務	3,731,934	17,984,967	
建物修繕(上限)	3,801,905	3,801,905	
調理配膳業務	16,786,593	10,357,792	
配膳経費(推定 8 回)	80,000	80,000	
賄消耗品費(推定総額)	486,491	-	
食器購入(推定総額)	451,200	-	
警備保安業務	7,096,050	4,800,000	
清掃業務	-	3,142,857	
食材料調達業務(推定総額)	15,676,858	10,114,572	
消費税	2,405,553	2,514,104	
A 社請負金額	50,516,614		
B 社請負清掃業務委託金額	3,314,000		
総計	53,830,614	52,796,197	1,034,387

しかし、留意すべきは「食材料調達業務(推定総額)」である。

この「食材料調達業務(推定金額)」は、文字通り清里高原ロッジ・少年自然の家

へ宿泊する利用者の食事の用に供する材料費として、区が委託先に支払うものである。使用目的等は別に記述しているが、当該業務に係る委託料は、その全額を食材料調達に使用する必要があるため、委託先では必ず同額の支出がなされる。

また、当該食材料調達額は一般の宿泊者の場合、大人 2,100 円（除特別食）、子供 1,500 円が利用者から徴収され、一方、高原学園・移動教室で利用する場合は、施設管理部課（社会教育課）に対して、高原学園、移動教室催行部課より委託者へ支払う額と同額の予算の振替がなされている。

すなわち、食材料調達業務に関する支出は高原ロッジ利用者又、高原学園、移動教室催行部課より歳入（清里高原施設賄収）という形で充足されることになり、歳出と歳入両者は連動する。従ってこの部分は歳出があっても、同額の歳入が予定されており、これを除いた形で委託金額の比較を実施しなければ真の比較が困難になる。

次表は、上記考え方にに基づき食材料調達金額を控除した形の比較表である。

（単位：円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	増(減)額
A 社契約額	50,516,614	52,796,197	
B 社清掃請負契約額	3,314,000		
食材料調達費	15,676,858	10,114,572	
小計 (食材料調達費を除く委託料)	38,153,756	42,681,625	4,527,869
非常勤職員報酬	-	2,990,400	
総計	38,153,756	45,672,025	7,518,269

これによれば、委託先 A 社の食材料調達業務を除いた請負金額は、過年度の清掃業務の金額を加え同一内容とした場合と比較して 4,527 千円（11.9%増）の増加となっている。（上表の「小計」欄）

さらに、区では平成 15 年度より同委託先従業員 2 名に対し、非常勤職員として総額 2,990,400 円の報酬を支払っている。

この理由として、利用者が支払う施設利用料等の金員の取り扱い及びそれに伴う施設利用承認が区の職員でなければ実施し得ないことになっている関係上、平成 14 年度まで区役所において実施していた金員の取り扱い及びそれに伴う施設利用承認を利用者の利便性向上のために、平成 15 年度から現地で行えるようにしたため、委託先従業員を区非常勤職員としたものである。また、労働関連の諸法規の関係上、当該職員数も 2 名にせざるを得なかった旨の説明を受けている。

以上の非常勤職員報酬も追加的なコストと捕らえて考えた場合、A社への委託金額（契約額）は平成14年度の38,153,756円から45,672,025円へと総額7,518千円19.7%増加していることになる。（前表「総計」欄）

また、以上の委託経費の増加を、すべて委託先A社の収入と考えると、次表のようになる。

平成15年度の清里高原ロッジ・少年自然の家の管理委託業務については、清掃業務の委託が増加しているため、平成14年度の金額に当該年度にB社が請負った清掃業務の金額を加算して比較すると、A社の収入は、区として平成14年度は支払いのなかった非常勤職員の給与の増加や、平成14年度は「A社の契約額計」に含まれていた「高原ロッジ一般賄収入」が別建ての収入となったことにより、6,464千円増加している。

（単位：円）

	平成14年度	平成15年度	増(減)額
A社契約額計	50,516,614	52,796,197	
高原ロッジ一般賄収入	-	4,507,874	
合計	50,516,614	57,304,071	
非常勤職員報酬	-	2,990,400	
B社請負清掃業務委託金額	3,314,000	-	
総計	53,830,614	60,294,471	6,463,857

（平成15年度の「高原ロッジ賄収入」は現金出納簿で確認した金額である）

区の説明によれば、利用者の利便性の向上や使用料等の支払事務の煩雑性を解消するため、宿泊場所での利用料金の支払いや使用承認を行えるよう改めたこと、営業日の日数増や朝風呂の開始等のサービス向上策を実施したことで、区の支出が増加したとのことである。しかし、業務執行に当たって当該事項のような歳入を伴う予算管理は、歳入と支出を総合して考慮すべきであり、単に支出や請負契約金額を表面的に捉え決定すべきではないと考える。

5 清里高原ロッジ・少年自然の家の食材料調達費単価について 清里高原ロッジ・少年自然の家

(1) 食材料調達費の使用状況の検証

清里高原ロッジ・少年自然の家運営賄業務委託契約（平成15年度）の別紙4「食材料調達業務仕様書（出来高払い）」において、利用対象者の児童の他に、一般宿泊利用者の場合も使用される調達単価が決められている。

この食材料調達費は区の委託契約金額に含まれ、業者が提供した食事数に当該

食材単価が乗せられた金額が委託先に払われている。

そして、上記「仕様書」では「委託先は食材料調達費を食材料費にすべて充てなくてはならない」とされている（食材料費であり調理人の人件費、調理用の光熱水費等はこれに含まれていない）。

従って管理を行う立場の区としては、本来、当該食材料調達費が適切に使用され、他の目的に使用されることがないよう、何らかの手段を以って、支出内容を吟味する必要があると考える。

しかし、区の支出内容の検討は、食事メニューの内訳や宿泊者からのアンケート回収による満足度をその判断の拠り所としており、食材料調達費の使用状況に関しては委託先の善意と正当な注意に依拠している。従って、現状では、食材料調達費の使用状況を金額的に検証しえていない。

毎回の食事に関する一食当りの単価が、区の設定する金額と誤差なく執行されると解することは事実上極めて困難であるが、一定期間における食材料調達金額の集計を委託先に依頼し、その報告を入手した上で、平均的な一食当りの単価の推定を行えば、同経費の使用状況が明らかになる。また、後日、当該報告が事実に沿っているか否かの検証も可能になり、より充実した管理が可能になるものと考えられ、当該検証の実施も考慮すべきである。

(2) 単価・金額の合理性

清里高原ロッジ・少年自然の家は区の保養施設たるロッジと学校児童・生徒の夏休みに行われる、いわゆる林間学校や校外学習用施設が併設されている。

従って、当該施設は学校教育の一環として使用されるため、食生活も規則正しく健康的に実施される。この目的を達するため、移動教室・高原学園で宿泊する児童・生徒については委託契約書の仕様書で1日3食合計1,500円が食材料調達の費用と定められている。

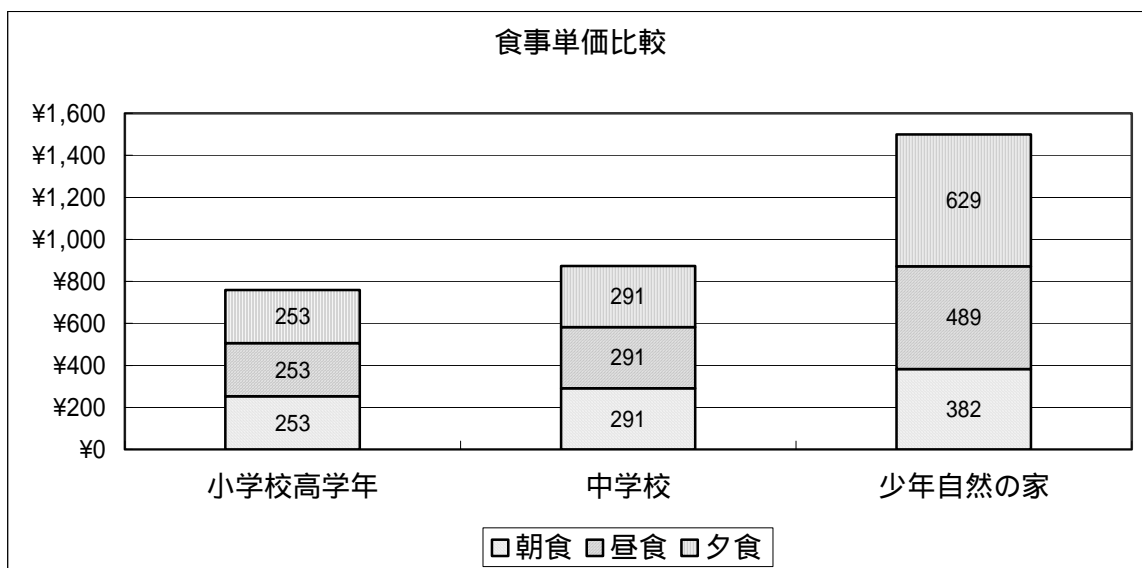
この金額の検証状況については既述したが、一方、1,500円の算定根拠について客観的な資料提示に基づく説明を求めたが明確な回答を得ることはできなかった。

上記1,500円の妥当性を考える場合、教育施設という面を考慮した場合、学校給食の食材料費が身近な参考金額になると思われる。

その結果、学校給食は当該施設を利用する小学校高学年の場合、1食当たり253円、中学生の場合291円（いずれも平成16年度）である旨を区より聴取した。

食材料調達費はその調達する素材や調達地域、更には朝食、昼食（移動教室・高原学園は弁当になるケースが多い）及び夕食など、状況に応じてボリュームや調理方法も変化し、一概に学校給食予算を3倍にしたものと、今回の1日当たりの食材料調達費を比較しその良否を断じることは出来かねるが、しかし食材料調達費の金額の妥当性について、ここ数年明確な根拠なく1日当たり1,500円が継続して適用されている現状が適切であるか否かを考えることも必要である。

学校給食同様、金額として合理的な裏付けを持つ妥当な額の算出を考慮すべきである。



(上表において、小学校高学年、中学校の金額は給食費の3倍としている)

6 委託業者からの再委託について 清里高原ロッジ・少年自然の家

機械設備等点検業務の業務委託契約書第5条において、業務の処理を他に委託し、または請負わせることが禁じられており、また、区の同意を得るには書面によることとされている。

点検業務の中で、放流水の水質検査及び濾過機のエアーによる逆洗浄の作業が区から委託されている業者から更に別の業者に再委託されていたが、書面による区との同意書は作成されていなかった。

機械設備等点検業務の業務委託契約書第5条は、委託した業務が適正に遂行されるための再委託等の禁止及び書面による同意を定めた規定であり、そのことから委託業務の再委託に当たっては、区も責任を有する観点から書面による同意を徹底する必要がある。

7 業務委託先業者の選定について 清里高原ロッジ・少年自然の家

清里高原ロッジ・少年自然の家の機械設備等点検業務については、外部の業者に委託して行っているが、その業者の選定に当たっては、数年前から特命による随意契約で業者指定が行なわれている(平成15年度は同じく特命によるものの業者は変更になっている)。

荒川区契約事務規則第43条で随意契約を行うことが出来る契約は、政令第167条の2第1項第1号に規定されており、その額は次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定められている。

1 工事又は製造の請負	1,300,000円
2 財産の買入れ	800,000円
3 物件の借入れ	400,000円
4 財産の売払い	300,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円

また、この場合も同規則第45条第1項において契約担当者は、「第43条の規定又は政令167条の2第1項第2号から第5号までの規定に基づき随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積もりに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。」とされている。

地方自治法施行令第167条の2第1項2号において、随意契約によることができる場合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」同じく第5号において、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」が掲げられており、一部の例外的な契約以外は競争入札による契約、或いは、随意契約の場合においても複数の見積書の徴収・検討が求められている。

荒川区契約事務規則第46条において

「次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書の徴収を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物を購入するとき。
- (3) 前2号のほか、見積書の必要がないと認められる相当の理由があるとき」と規定されており、今回の契約は、第3号に該当するために複数の見積書の徴収が無く、特命による随意契約により契約が締結されたとのことである。

しかし、随意契約の指定理由に掲げられている理由は、特に顕著なものは無く、3百万円を超える業務委託契約を特命で契約するに十分か否かに疑問が残る。

特別な機械の点検や特殊な作業の委託契約を除いては、やはり、競争入札による契約、或いは、複数の見積書を入手することにより契約を締結する方法が合理的であると考える。

8 指定外引率者の費用徴収についてー清里高原ロッジ・少年自然の家

清里高原学園実施要項において、高原学園を実施する場合に必要な学校職員の中で指定引率者の人数を次のように定めている。

児童数	指定引率数	児童数	指定引率数
1～37人	2名	83～97人	6名
38～52人	3名	98～112人	7名
53～67人	4名	113～127人	8名
68～82人	5名	128～142人	9名

平成15年度の高原学園の全件について、参加児童数と引率者数の確認を行なったところ、実際の参加児童数に対して引率者数が上記の指定引率数を超えていた学校が4校あった。

	参加児童数	引率者数	指定者数	摘 要
A校	49名	4名	3名	当初、参加予定児童数が53名であったため、指定者数は4名であったが、欠席者が発生し、指定外1名となった
B校	52名	4名	3名	当初、参加予定児童数が54名であったため、指定者数は4名であったが、欠席者が発生し、指定外1名となった。
C校	44名	4名	3名	指定外引率者1名
D校	65名	5名	4名	指定外引率者1名

上記4校のケースにおいて、C・D校については、学校長判断による指定外引率者1名について、参加校から一人当たり2,600円の負担分(宿泊料)及び3,000円の賄費、バス交通費を徴収しているものの、実際の参加児童数をあてはめた結果として指定外引率者が生じたA・B校については、徴収はされていない。

当初の参加予定児童数により指定外引率者を把握し、負担分の徴収業務を行うことは、引率者の出張申請等の事務処理上、止むを得ない面もあるが、事後的にしても参加校の間で不平等な事態が生じていることから、可能な限り実際の参加児童数に応じた指定引率者数による精算方法を実施すべきものとする。

9 清里高原移動教室・高原学園・高原ロッジ少年自然の家の収支について 清里高原ロッジ・少年自然の家

収 入	清里高原ロッジ・少年自然の家事業収入			
	社会教育施設使用料	11,526,350		
	清里高原施設賄収入	10,094,500		
	通信費受入	11,440		
	施設収入	249,409	21,881,699	
	清里高原移動教室			
	賄収入(小学校)	2,157,000		
	賄収入(中学校)	1,784,000	3,941,000	
	清里高原学園			
	賄収入	1,920,000		
	交通費受入	3,254,446	5,174,446	30,997,145
	内教育事業付替分			14,714,250
	支 出	清里高原ロッジ・少年自然の家事業支払		
非常勤職員報酬		2,990,400		
職員旅費		134,000		
電気料金		5,118,409		
水道料金		1,609,110		
消耗品費		47,827		
印刷製本費		145,740		
電気保安業務		273,456		
委託業務		52,302,584		
機械設備等点検業務		3,383,100		
高根町公有地使用料		2,919,862		
備品購入費		223,650	69,148,138	
清里高原移動教室				
児童賄費		3,235,500		
バス借上げ		9,705,150		
現地指導員・看護師謝金		832,000		
旅費		723,280		
印刷費等		349,125		
緊急治療費		7,390		

施設使用料	2,540,000		
中学校生徒賄費	2,676,000		
中学校バス	5,554,080		
現地指導員・看護師謝金	544,000		
旅費	405,380		
印刷費等	386,400		
施設使用料	1,822,475	28,780,780	
清里高原学園			
バス	7,172,550		
給食賄	3,216,600		
その他	2,251,998	12,641,148	110,570,066
減価償却費（建物のみ）		16,109,789	126,679,855
内教育事業付替分			14,714,250
差 引			95,682,710

前記の表は、平成 15 年度における清里高原移動教室・高原学園の教育事業に関する収支及び一般区民等が利用する高原ロッジ・少年自然の家の収支に関して区の決算額に、高原ロッジ・少年自然の家の建物のみ減価償却費を加算して収支を計算したものである。

これによると、平成 15 年度において清里の当該施設の維持管理において 9 千 5 百万円以上の収入不足が生じたこととなる。

また、平成 15 年度における施設利用者の人員及び稼働率は以下のとおりとなっている。

区分	構成	人数
一般利用	大人	1,849
	子供	1,265
学校利用	教員	582
	児童・生徒	5,841
計	大人	2,431
	子供	7,106
	計	9,537

稼働日数 (a)	184
ロッジ	
利用部屋 (b)	327
稼働実数 (c = a × 6 部屋)	1,104
稼働率 (b / c)	29.6%
自然の家	
利用部屋 (d)	1,273
稼働実数 (e = a × 14 部屋)	2,576
稼働率 (d / e)	49.4%
利用部屋合計 (f)	1,600
稼働実数 (g = a × 20 部屋)	3,680
全体稼働率 (f / g)	43.5%

前記の利用者数に一般利用の場合の使用料及び食事代の単価を適用すると

区分	人数	使用料	食事代	合計 (円)
大人	2,431	3,200	2,100	12,884,300
子供	7,106	1,600	1,500	22,028,600
計	9,537			34,912,900

となり、3千5百万円程度の収入となる。しかし、この数字は先に見た通り稼働率が43.5%の現状における数字であり、仮に人気のある一般の宿泊施設において得られる稼働率をもってしても、この収入総額の飛躍的な増加を見込むことは困難となる。

保有することにより減価償却費を含め毎年9千万円以上の収入不足を生じる当該施設について、学校教育における活用の為、一概に収支のみをもって存在意義を判断することは出来ないが、しかしながら、こうした収入不足の現状を正確に認識し、今後の施設の保有及び利用につき、他区との提携も含め少しでも負担を軽減できる方策を検討する必要があるものとする。

- 10 清里高原ロッジ・少年自然の家の名称について 清里高原ロッジ・少年自然の家
 区の清里高原ロッジ・少年自然の家の利用案内によると、ロッジは区民の清里高原山村の生活体験及び山村村民との交流、少年自然の家は区内の小中学校の移動教室、高原学園のための施設となっている。

平成15年度の利用率は高原学園ロッジが29.6%、少年自然の家が49.4%、全体で43.5%となっており今後の利用率の増加策が課題となっている。

「清里高原ロッジ・少年自然の家清里高原ロッジ」の名称は「少年自然の家」と一体化した印象を与え、一般の利用者が利用できるかどうかの判断を誤る恐れのある名称になっているのではないであろうか。区にも、「一般の区民」が利用できるかどうかの問い合わせもあるようである。区の平成 16 年度の 65 歳以上の高齢者の割合も 20% 超えている現状を考慮すると、高齢者を含めた一般利用も利用できる施設であることを PR するとともに、少年自然の家の名称の変更も必要かと思われる。

11 ハケ岳学校キャンプ場の休止について ハケ岳学校キャンプ場

区では、キャンプ生活を体験しながら豊かな情操を養うとともに、山野の地形や動植物、天文気象等を体験学習することを目的として、昭和 43 年よりハケ岳にキャンプ場を購入し、参加を希望する生徒を対象にキャンプ事業を行ってきた。

しかし、平成 14 年度より施設を休止し、今後のあり方を検討するとともに、学校キャンプ支援事業を行っているところである。

(単位：千円、人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
ハケ岳学校キャンプ場管理運営費	15,918	15,782	11,811	223	197
野外活動事業費	0	0	0	1,594	1,997
参加学校数	11	11	10	4	5
参加児童数	436	454	339	115	137
一人当たり費用	36	35	35	16	16

野外活動事業費……ハケ岳学校キャンプ場を閉鎖した後に学校側でキャンプ場を選定し野外活動を行う場合、経費の 1/2 を区が負担し、残りの 1/2 は保護者が負担する。

区の所有するハケ岳学校キャンプ場について、近隣の販売物件情報から㎡単価 1 万円として、時価を計算すると下記のようなになる。

面積 (㎡)	取得価額	時価
25,362.78	125,131,700	253,627,800

このキャンプ場は、近隣の別荘地と一体として管理されており、区独自の判断により、売却を決定することは困難とのことである。区所有の財産が遊休状態にあることは事実であり、今後とも引き続き、売却を含めた活用の検討が求められる。

12 賄業務委託契約の見積参加業者について 下田臨海学園

下田臨海学園、移動教室における給食業務委託の契約金額は、下記のとおりである。

(単位；千円)

委託先	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	契約額	契約方法	契約額	契約方法	契約額	契約方法
A 社	17,477	特随	15,383	特随	12,407	見随

特随 = 特命随意契約 見随 = 見積競争による随意契約

賄業務の金額は、1日3食当りの予定価格を元にした契約個数によるものである。

下田臨海学園、移動教室における給食業務委託について、区の見積競争の基準となる予定価格の決定について、その算出根拠の回答を求めたが、材料費等の積上げ方式によるもの等、客観的な資料に基づいて計算したものでなく、前年の実績に基づき、予算の枠内でその価格が決められるとのことである。

賄業者との契約単価は、13年度の児童生徒の1日3食当たり2,400円、14年度1,921円、15年度1,680円と確かに価格は下がってはいるが、それでも区が作成した予定価格は、14年度で2,400円、15年度で1,995円とA社との契約単価を大幅に上回っている。(下記のグラフを参照)

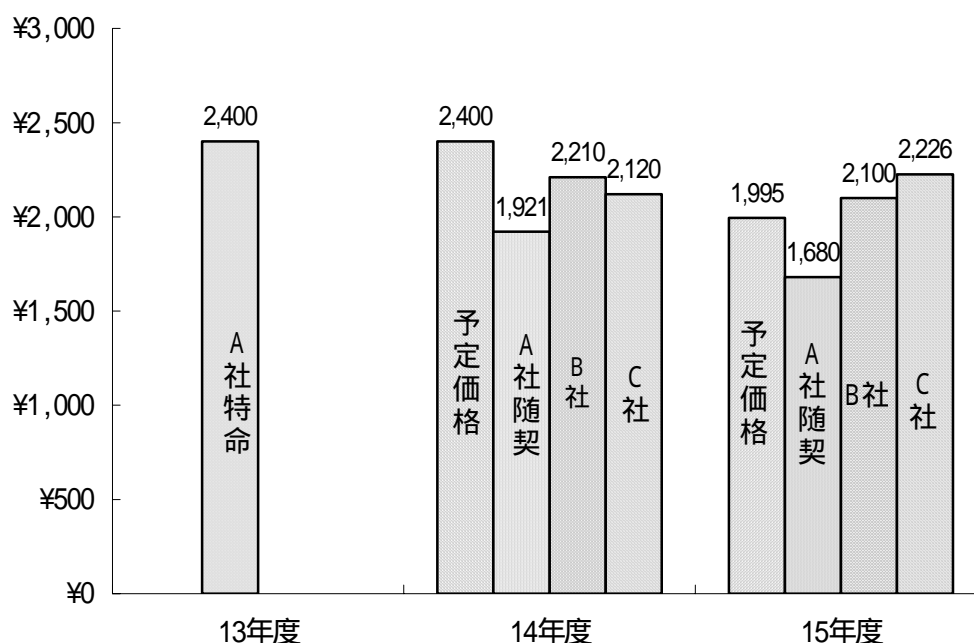
特に14年度は、見積競争の応募3社とも区の予定価格より低い結果になっており、予定価格の設定が予算の枠内という方式に問題があると言える。

学校給食の単価又は市内の給食弁当の単価と比べると設備及び光熱水費は、すべて業者負担はなく、運搬費もない現状を考えると予定価格の算出を考慮すべきである。今後は、下田で提供されているメニューをサンプルにして人件費、材料費等による積上げ計算をして適正な利潤を加算した予定価格を設定すべきである。

また、14年度から賄業務については、3社による見積競争による随意契約に変更した。

平成13年度の随意契約の理由書において、地元業者は、材料費・人件費等においても有利と判断できると記載している。しかしながら、平成14年以降の見積競争は、下田の給食業者A社と荒川区の区内業者2社であり、区内業者の遠隔地の業務は、条件的に厳しく、競争の原理から考えても明らかに区内業者が受注される可能性は低い。今後は、地元自治体の協力を仰ぎ、地元業者間での見積競争などの実施を検討すべきである。

区の予定価格と応募各社の単価比較(税込)



13 機械保守の業務委託及び再委託について 下田臨海学園 機械保守の契約金額は次表のとおりである。

(単位;千円)

委託先	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	契約額	契約方法	契約額	契約方法	契約額	契約方法
B 社	3,675	特随	3,675	特随	3,675	見随

特随 = 特命随意契約 見随 = 見積競争による随意契約

上表のとおり機械保守のB社とは、平成元年から特命による随意契約でポンプ類点検、空調機器設備、浄化槽設備等の保守委託をしてきており、区の業者指定理由書にも、「維持管理及び運用については、複雑な機械設備に関する高度な技術と専門性が必要であり、現地においてこれらの条件を満たすのは指定業者のみ」と記載されている。このため平成元年から同じ業者で、平成 9 年度からの保守委託料は年 3,675 千円 (税込み) であり、平成 15 年度から 2 社による見積競争の随意契約に変わってもその契約金額に変化はない。

今後は、現地での見積競争の相手方を増やして随意契約にするか、一般競争入札を実施して価格の見直しも必要かと思われる。また、業者からの保守点検報告書を精査したところ一部の業務を再委託していることが判明した。

(参考) 業務委託契約書第 3 条 (再委託の禁止)

「業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により区の承認を得たときは、この限りでない。」と規定され、ポンプ類点検等を他に再委託し、又区の承認も得ていなかった。

14 報償費前渡金の精算計算書 下田臨海学園

前渡金の一部である報償費の支払いについては、源泉所得税を差し引き後の金額を支払っている。しかし、区の報償費の精算計算書における戻入額は支払額が税込みの金額となり、源泉所得税の欄が無いいため前渡金残額を確認する金額が表示されていない。つまり、現在の精算計算書では、前渡金の精算残高が表示されない。そこで、現在の精算計算書を下記のとおり、改善すべきである。

現在の区の様式は従来より使用されていたようであるが、現実の運営に適合していないものは、現場の知恵により、適宜、改定を行っていくべきである。

区の現在の精算計算書

	前渡金	精算額	戻入額
報償費			

提案する精算計算書

	前渡金	精算額	差額	源泉額	戻入額
報償費					

差額が前渡残額と一致

15 温泉使用料 下田臨海学園

昭和46年5月にS温泉株式会社と(温泉の需給に関する契約書)を結び、以来33年間温泉使用料を支払っており、その額はトータルで2,300万円に上がっている。

現在の温泉使用料は半年間しか使用しなくとも、年間分支払うことになっており、現在も年968千円支出している。実際の使用日数は臨海学園で30日、移動教室で73日、計103日である。臨海学園及び移動教室の児童、生徒は温泉に入ることが主たる目的でなく、今後も施設があり契約がある限り払い続けることになる。

当初支払った温泉契約保証金185万円の償却も現在67千円となっており、この際、温泉を廃止して、改修工事した場合の見積の検討も必要かと考える。

16 下田臨海学園施設の利用増加にかかる変動費分析 下田臨海学園

下田臨海学園施設では、臨海学園事業と移動教室事業を行っている。

臨海学園事業は、区内小学校の児童を対象として毎年夏休み期間中2泊3日親元を離れ、学校で体験したことのない海辺で主として水泳を中心とした心身の健康増

進と集団生活に対する理解を図るため設置された区立の唯一の海辺の学園である。

また、移動教室事業は、小学校 6 年生と中学校 2 年生を対象とした教育課程の一環として毎年 5 月から 10 月まで学校教育の教室の延長として行われる。目的は、自然と文化についての理解を深め、合わせて豊かな情操を養い、集団生活を通して、人と人とのふれあいを体験し、責任感、連帯感の育成又児童生徒の心身の成長に資するため行うものである。

下田臨海学園の施設の学園事業及び移動教室事業の使用日数は、年間のうち 100 日あまりである。海も近く、気候も温暖であるので、都心に位置する荒川区に無い自然が豊富な地域であり、より多くの利用を検討すべきである。

そこで、利用に伴って支出の増加する「変動費」と利用のいかにかわらず支出額が一定の「固定費」に区分して、追加的に下田臨海学園の施設を利用した場合の一人当たりのコスト、すなわち、一人当たりの変動費の概算額を計算してみた。

下田臨海学園の支出

歳出額のうち占める割合の多いものは、機械等の保守 3,675 千円、補修工事 1,636 千円、清掃及び諸管理委託 2,170 千円の 7,481 千円で全体の 29.5%を占めており、建物機械の維持管理のためのものである。

また、交通費の補助 3,468 千円（13.6%）についても、下田までの交通費、児童生徒 1 人あたり 6,500 円のうち 3,000 円を区が負担しているものである。

移動教室の支出

移動教室は、区内の小学校 23 校 6 年生と中学校 10 校の 2 年生の生徒が教室の延長として企画するもので、目的は前述したとおりである。

移動教室は、固定費は下記の計算では下田臨海学園に負担させているので、その歳出のすべてが変動費に当たるもので、小、中学校とも学校から下田の施設までのバスの借り上げ料がトータルで 12,231 千円、全体の 43.4%を占めている。バスの借り上げ料は、施設に 3 日間留置になっている。

固定費の中には、財政融資資金の借入金利息および現金の支出が伴わない減価償却費を加えている。

その結果、2 泊 3 日の 1 人当りの区の負担額は合計で 1 万 8 千 5 百円程度になったが、そのうち固定費が 8 千 4 百円程度含まれているので、変動費の金額は 1 万 1 百円程度である。この区の負担金額を考慮に入れて新たな利用を考えることができる。

なお、変動費のうちバスの借り上げ費用の金額が 12,231 千円と多額を占めている。このバスの借り上げ費用を除いた金額は 24,079 千円であり、一人当たりの変動費は 6,696 円となる。また、バスの借り上げ方式も、下田の移動教室で中学生の場合、送迎に留め置きなしのピストン輸送では、小学生で採用している留め置き有の利用に比較して借り上げ料が半分以下になるので、下田臨海学園施設の利用方法を考慮しながらバスの借り上げ方法を変えると負担額は減少させることができる。

下田臨海学園の15年度の変動損益計算書

(単位：千円)

歳出	科目	金額	固定費	変動費	摘要
臨 海 学 園	(報酬)	(378)	120	258	
	(需用費)	(5,049)			
	電気料	2,143	1,671	472	
	ガス代	187	30	157	
	水道料	664	230	434	
	重油	167		167	
	消耗品	252		252	
	修繕費	1,636	1,636		補修工事
	(役務費)	(688)			
	電話料	52	33	19	
	雑費	30	30		
	手数料	606	606		清掃業務委託
	(委託料)	(9,942)			
	機械保守	3,675	3,675		
	その他の委託料	1,564	1,564		諸管理委託料
	賄委託	4,703		4,703	
	(使用料)	(968)			
	温泉使用料	968	968		
	(備品購入費)	(733)			
	物品購入費	733	733		
(賃金)	(74)		74		
(報償費)	(1,742)		1,742	看護師日当	
児童	(旅費)	(316)		316	引率者旅費
1,156人	(事務用消耗品)	(320)		320	文具代
引率者	(役務費)	(25)	25		海浜使用料
199人	(賃借料)	(1,521)			
計 1,355人	賃借料	412	412		海浜小屋
	寝具賃借料	803		803	
	船舶使用料	306		306	
	(負担金)	(3,591)			
	交通費補助	3,468		3,468	
	その他	123		123	
計		25,347	11,733	13,614	
歳入	賄収入	2,026		2,026	
差引区の負担額(a)		23,321	11,733	11,588	

移 動 教 室

(単位 : 千円)

歳出	科目	金額	固定費	変動費	摘要
小学校	(給食賄)	(3,801)		3,801	
	(参加者交通費)	(7,448)		7,448	バス借上げ
	(その他の運営費)	(3,768)			
	生徒 1,132人	報償費 800		800	看護師日当
	旅費 1,342		1,342	引率者旅費	
引率者 110人	印刷費 309		309	パンフレット	
	委託料 423		423		
計 1,242人	使用料・賃借料 894		894		
	計 15,017		15,017		
歳入	賄 収 入 1,900		1,900		
差引区の負担額 (b)		13,117		13,117	
歳出					
中学校	(給食賄)	(3,045)		3,045	
	(参加者交通費)	(4,783)		4,783	バス借上げ
	(その他の運営費)	(5,308)			
	賃金 215		215		
	報償費 642		642		看護師日当
生徒 912人	旅費 1,105		1,105	引率者旅費	
	需用費 1,234		1,234	印刷代・建物修理	
引率者 87人	役務費 904		904	寝具乾燥・消毒	
	委託料 433		433	教員分賄	
計 999人	使用料 775		775	寝具賃借他	
	計 13,136		13,136		
歳入	賄 収 入 1,531		1,531		
差引区の負担額 (c)		11,605		11,605	
	減価償却費 13,306		13,306		
	支払利息 5,227		5,227		
総合計(a)+(b)+(c)		66,576	30,266	36,310	
一人当たりの固・変動費負担額		円	円	円	
総人数	3,596人	18,514	8,417	10,097	

17 契約予定価格と入札価格が同額である件 ふるさと文化館

一般競争入札の基本的仕組みは、落札予定価格を予め算定しておき、入札を実施して落札予定価格以下で落札した場合はその価格で契約する。1回目の入札で予定価格以下で入札した業者がいなかった場合、落札者がいなく2回目の入札を行う。

2回目の入札において予定価格以下で落札されればその価格で契約するが、予定価格以下で落札されなければ最低価格を提示した業者と交渉し、随意契約で契約している。

となっている。

ふるさと文化館における委託契約の中に予定価格と落札価格がまったく同一のものが3件有り、競争原理が十分に機能しているとは言いがたい事例の一つと言える。

その3件について以下、過去3年間の推移を検証してみる。

検証に当たって、平成13年度から平成15年度までの3年間について、次のデータを記載して経緯を検討する。

予定価格.....最高落札価格として設定し、この金額より入札価格が上回った場合には落札者となれない

落札価格.....実際の入札において予定価格を下回ったうえで、最低価格となった価格

契約価格.....最終的に業者と契約を締結した際の価格

参加業者.....入札に参加した業者

これらを検討すると、以下の3件について全て一旦契約価格が決定するとその金額で結果的に固定されていることがわかる。

入札制度が適正に機能しているかについて、若干疑問を感じざるを得ない。

(1) 委託業務の内容

建物維持管理業務

金額は消費税込み(単位円)

	平成15年度	平成14年度	平成13年度
予定価格	28,003,500	28,003,500	28,013,631
落札価格	28,003,500	28,003,500	不成立
契約価格	28,003,500	28,003,500	28,003,500
参加業者			
A	28,329,000		
B	28,245,000		31,500,000
C	28,276,500	28,455,000	31,657,500
D	28,297,500		31,290,000
E	28,245,000	28,297,500	31,605,000
F	28,234,500	28,339,500	31,479,000
G	28,003,500	28,003,500	30,660,000
H	28,203,000		
I			31,710,000
J			31,395,000
K		28,350,000	30,975,000
L			31,447,500
M			31,689,000
N			31,080,000

* 平成 13 年度から平成 15 年度の 3 年間は連続して G 社が契約者となっている。

(コメント)

平成 13 年度に予定価格で落札ができないので、最低価格を提示した業者と交渉の上随意契約をした。その後、前年度実績を予定価格に設定して以来予定価格と落札価格が同額となっている。

設備保守業務		金額は消費税込み(単位円)		
	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度	
予定価格	7,654,500	7,759,500	8,313,900	
落札価格	7,654,500	7,654,500	7,759,500	
契約価格	7,654,500	7,654,500	7,759,500	
参加業者				
A	7,770,000			
B	7,654,500	7,654,500	7,759,500	
C	7,864,500	7,854,500	8,358,000	
D	7,969,500	7,969,500	7,969,500	

* 平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間は連続して B 社が契約者となっている。

(コメント)

平成 13 年度は入札の結果、予定価格未満で落札された。

翌平成 14 年度には前年実績を予定価格に設定して入札を実施した。その結果、前年実績の価格で応札した B 社が最低価格となったため、予定価格と落札価格が同一金額となった。

翌 15 年度も同じ経過となった。

収蔵庫くん蒸		金額は消費税込み(単位円)		
	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度	
予定価格	2,100,000	2,100,000	2,100,000	
落札価格	2,100,000	不成立	2,100,000	
契約価格	2,100,000	2,100,000	2,100,000	
参加業者				
A	2,100,000	2,236,500	2,100,000	
B	2,278,500			
C	2,310,000	2,341,500	2,205,000	
D		2,362,500	2,194,500	
E		2,383,500	2,257,500	

* 平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間は連続して A 社が契約者となっている。

(コメント)

平成 13 年度には既に予定価格と落札価格が同額となっている。以降平成 15 年度に至るまで同額で推移している。

(2) 入札の意義

物品やサービスの価格は絶対的に適正な金額を算出することは事実上出来ないものである。

従って競争入札によって決定した金額が適正な金額として社会的に承認されている。

競争入札の意義は、

透明性.....価格決定のプロセスが明らかにされることによって納税者その他利害関係者の納得が得られ、行政機関として社会的にも適正な行為であるという認知を受けるのである。特に近年、説明責任の重要性が増してきており、透明性を確保することはこの説明責任を果たしていることの証という意味合いが大きいのではないか。

競争原理.....競争原理が適正に働くことによってその時点での最も低廉で質の良い物品やサービスを手に入れる態勢を保証するものである。

モラルの維持...公明正大な競争入札を実施することにより、社会のモラルの維持増進に役立つ。

等々にあると考えられる。

これらは各々独立しているわけではなく、お互いに関連しながら信頼される行政への道となっている。

(3) 予定価格と落札価格が同額であるケースが何故多いか

競争入札をすれば無限に価格が下がるわけではないが、少なくとも適正な競争が確保される環境下で実施されているということが社会的に認められる条件である。

その意味で、今回の場合に問題となるのは、

競争入札への参加者数が十分と言えるかどうか。

予定価格の算定に前年実績を採用しているが、その算定経過が十分に吟味されているか。

等々の問題を提起している。

競争入札が機能する前提条件として、競争に参加する意欲と能力があるものに対してはできるだけ門戸を開放するという態勢が整っていることが必要で、一定の条件さえクリアすればできるだけ多く業者が入札に参加できる

仕組みになっているか検討する必要がある。

予定価格を予め算定しておく意義は、一定の品質を確保するためには必要最小限のコストをかけなければ保証されないという趣旨によるものであろう。であるならば、その算定のプロセスには十分な検討が必要となる。

18 入札を失念した件 ふるさと文化館

平成 15 年 12 月 26 日、株式会社 A 社に対して「第 24 回荒川の伝統技術展」ガラスケース賃借料として 458,850 円を随意契約により支払った。

区の条例によると入札しなければならない契約金額は以下のようになっている。

1 工事又は製造の請負	1,300,000 円
2 財産の買入れ	800,000 円
3 物件の借入れ	400,000 円
4 財産の売払い	300,000 円
5 物件の貸付け	300,000 円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円

これによると、当該取引は物件の借入りに該当し、40 万円超の取引なので一般競争入札にかけなければならないことになる。

ところが、「物件」という言葉の意味を不動産と理解して当該取引を「前各号の取引」に該当すると解釈して、50 万円以下の取引なので随意契約でよいと誤ったものである。

因みに正しくは「物件とは有体物をいい、土地、建物、機械、器具、その他の物件をいう……」と解説書の記載があり、ガラスケースのような一般の動産も「物件」に該当する。

今後は、規程を遵守するよう、財務会計システムのチェックシステムを構築する必要がある。

19 文化財取り扱いの規程の整備について ふるさと文化館

現在、文化館についての区の規程は、「荒川区立荒川ふるさと文化館条例」と「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則」の 2 つが制定されている。

しかし、これらの規程の内容は主として、事業の目的・開館時間・観覧料等を定めているものであり、文化財の寄贈・寄託・保管管理など文化館固有の業務については定められていない。

よって、次の問題点等を解決し、効率的な業務等を行うためにも、文化館固有の業務を再度確認検討して、必要であれば、文化財の取扱規程などを制定することも重要であると考えます。

寄託（借用）文化財の受け入れ・保管について

現在、件数は少ないが、文化館にて他者より文化財の寄託（借用）を受けて展示・保管を行っている。これらの寄託文化財について、その受け入れ・保管処理について検討した結果、寄託にかかる決裁書・申込書・預り書（控）等の本来あるべき書類（これらの書類は、決裁書を除き区の正式な規程上の書類ではない）がすべて揃っていないものが、寄託文化財 22 件中 20 件あった。

寄託文化財については、その所有者が区を信頼して、寄託しているものであり、その信頼に応えるため、区は十分な管理責任を果たす必要があると考える。

よって、寄託文化財について再度調査して、正確な明細の作成・適正な書類の整備及び保管を行う必要があると考える。

寄贈文化財（生活文化財）の受け入れ・保管について

生活文化財についても、平成 15 年度における寄贈にかかる決裁書・申込書・受領書（控）等の一連の書類（決裁書を除き、区の正式な規程上の書類ではない）について検討した結果、受け入れの決裁書のないものが 3 件あった。

また、寄付申出書については原本を寄贈者に渡して、文化館はそのコピーを保管している案件が 6 件あった。

寄贈文化財についても、前述した寄託文化財と同様に寄贈者の信頼に応えるべく、適正な書類の整備及び保管を行う必要があると考える。

20 文化財の管理について ふるさと文化館

(1) データベース化について

文化館において所有・借用している文化財について、現状では、次表のとおり種類ごとに備品管理システム等の複数の台帳にまたがって登録されており、網羅的な登録管理はされていない。

文化財は区民にとって貴重な財産であり、適切な管理がなされるべきであり、少なくともすべての文化財について網羅的な明細を作成し、将来的には一元的なデータベースにて管理できるようにすることが望ましいと考える。

荒川ふるさと文化館資料管理について

区分	説明	入手経路	登録管理方法		備考
(文化館での呼称)			備品システムによる管理	他の台帳による管理	
生活文化財	昔の生活用品等	寄贈	対象外	あり (データベース)	平成 14 年 3 月分まで入力済み、以降は紙による管理
伝統工芸品	区指定無形文財 保持者の作品	購入	あり	(一覧明細表)	写真では全作品管理
皆川号外コレクション	江戸末期から平成 5 年までの号外を収集	寄贈	対象外	あり (一覧明細表)	
植村和堂コレクション	江戸時代の書家の作品群	寄贈	あり (鑑定額 3 万円以上)	あり (一覧明細表)	
埋蔵文化財	発掘調査での出土品	調査成果物	対象外	なし	調査報告書に記載あり
その他の資料	書画・古地図・古書等	購入	あり (購入金額3万円以上)	なし	「荒川ふるさと文化館報」に購入年度別に記載あり
寄託物品	区登録文化財・区歴史関連文書等	寄託 (借用)	対象外	なし	

備品システムとは、区全体の備品を管理するシステムのことである。

(2) 写真の活用について

すべての文化財について写真撮影をしているとのことであり、文化財の識別は専門的知識が必要とされるが、写真を活用して、業務上や物品管理上等役立たせることも検討に値すると考える。

(3) 定期確認作業の必要性について

現状においては、文化財について、くん蒸作業時に現物の確認作業を実施しており、これにより基本的には1年に一度確認がなされているとのことであった。

しかし、現物確認の結果を特に文書で残しておらず、記録面で不備があると考えられ、また、くん蒸作業時に実施するため、定期的には実施しているとまでは言えない状況にあると考える。

文化財については、区民の貴重な財産であり、現物確認の結果を文書で残し、これを報告し、1年に一度定期的に確認作業を実施することが望ましいと考える。

21 文化財に対する付保について

現在、区所有等の文化財に対して、特に保険を付けてはいないが、文化財は区民の貴重な財産であり、一定額以上の文化財について保険を付けている他区の事例があることを考慮すると付保対象にすることを検討も必要と考える。

特に、寄託（借用）文化財については、展示等のため他者より借り入れた文化財であり、保管責任は区所有の文化財よりも重く、付保対象にすることが望ましいと考える。

22 施設の広報活動について 生涯学習センター

生涯学習センターは、旧第八峡田小学校を改修し、開設されたもので、最寄りの交通機関は、JR三河島駅より徒歩3分、京成新三河島駅より徒歩8分、都バス荒川三丁目バス停より徒歩2分の場所にある。

生涯学習センターの出入り口及び生涯学習センターの近隣（特に各交通機関より生涯学習センターまで）の道路等における生涯学習センターの案内設備について検討した結果、以下の項目について改善が必要であると考えられる。

生涯学習センターには、3箇所の出入り口があるが、「荒川生涯学習センター」の名称の記載された小さなプレートが掲げられているだけで、生涯学習センターを知らない区民には、外見上小学校の施設とほとんど区別がつかない状況にあると思われる。

また、JR三河島駅前のいくつかの周辺案内図のうち交番脇の「住居表示街区案内図」及び明治通り沿いの都バス荒川三丁目バス停脇の「住居表示街区案内図」においては、いまだ、旧第八峡田小学校の名称のままである。

さらに、JR三河島駅前周辺の尾竹橋通りにおける他の公共施設の案内標識に目を向けると、「サンパール荒川・荒川都税事務所・荒川保健所・岡田病院」についての道路案内標識はあるが、尾竹橋通りより少し路地に入った生涯学習センターについての道路案内標識はない。明治通り沿いの都バス荒川三丁目バス停付近においても、「荒川区立荒川図書館」についての道路案内標識はあるが、生涯学習センターについての道路案内標識はない。

平成16年度より、生涯学習センターの運営業務を外部の専門機関へ委託しているが、このような区の姿勢では、より多くの区民に生涯学習センターの活動を知ってもらい、さらに利用してもらうことは到底困難であるといわざるを得ないと考えられる。

よって、

生涯学習センターの出入り口付近に施設の活動内容がわかるような案内板や行事板等を設置することを検討すべきと考える。

旧第八峡田小学校のままの案内図は至急名称変更し、近隣の主要道路については、道路案内標識を必要箇所に設置することを検討すべきと考える。

区は、単に外部専門機関のノウハウのみに頼らず、自ら積極的に広報活動し、多くの区民に生涯学習センターの活動を知ってもらい、利用してもらうよう努力をすべきと考える。

23 建築物環境衛生管理基準維持委託契約の入札について 生涯学習センター

上記委託業務については、平成 11 年度より同一業者が 15 年度まで落札等している。

入札状況については、下記のとおりである。

年 度	入札参加業者数	開札結果（単位千円）	契約額（単位円）
平成 11 年度	10 社	第 1 回 10,580～10,843 第 2 回 10,270～10,345	10,243,000（ ）
平成 12 年度	11 社	第 1 回 9,730～11,500	9,730,000
平成 13 年度	11 社	第 1 回 9,700～12,000	9,700,000
平成 14 年度	11 社	第 1 回 9,700～11,900 第 2 回 9,409～9,545	9,180,000（ ）
平成 15 年度	8 社	第 1 回 9,400～10,790 第 2 回 9,200～9,350	9,193,226（ ）

（ ）それぞれ 2 回の開札において、区の予定価格を上回ったため、最低入札者と協議し、随意契約を結んだ。

ただし、平成 11 年度については、契約名称は、「清掃業務委託」となっている。

平成 11 年度から平成 15 年度のすべての回の入札において同一業者が最低入札金額を提示している。

これらの状況からみると、現行の入札制度は、決して有効に機能している状況にあるとは言えない。

24 IT 学習の推進事業について 生涯学習センター

生涯学習センター 4 階にコンピュータ室を設置し、区民の情報格差の解消、IT 技術の向上支援を目的として、下記の講習会等や IT 学習の推進事業を実施している。

(1) IT 講習会の開催

区民の IT 技術向上の支援や、日常生活に活用できる実用的な IT 技術普及のための講習会を開催。

〔講習内容〕

ワード（文書作成）入門	9 講座
エクセル（表計算）入門	9 講座
ワード&エクセル入門	9 講座
インターネット活用法	9 講座
初めてのパソコン入門	9 講座
（文字入力とインターネット活用）	

(2) IT学習サポート業務の実施

講習会開催以外の時間帯に一般にパソコン室を開放し、パソコン操作や文書作成技術を自習する区民等に対して、簡易な技術指導や助言等を実施。

(3) ITサポートボランティア養成講座の開催

初心者にはパソコンの基礎的な使い方をアドバイスするボランティアを養成する講座を3講座開催。

これらの実施内容を検討した結果、以下の事項について改善すべきと考える。

使用パソコンについて

現在、講習会等に使用しているパソコンは、旧式の Windows98 型パソコンであり、IT学習の一層の推進を図り、今後も生涯学習センターにおいて、IT学習の推進事業を続けていくのであれば、基本的には、最新の WindowsXP 型パソコンが望ましいと考えられ、機器の更新の検討も有用と考える。

IT講習会の実施状況について

IT講習会については、従前より受講申し込み倍率が1倍を超える場合が多く、区民の受講希望に十分にに応じることができない状況にあった。

平成15年度のIT講習会応募状況及び実績によると、受講申し込み段階では1倍を超えているが、実際の受講者数において定員割れの状況にある講習会が多数あった。

また、「はじめてのパソコン入門」の講習会を除いて、他の講習会においては、応募段階で定員に満たないケースがあった。

よって、区では、従前と同様の講習をただ続けるのではなく、現状を正確に把握し、講習会の内容、申し込み方法、開催の時期、時間帯等を検討し、多くの区民に受講してもらえよう配慮する必要があると考える。

平成 15 年度 I T 講習会応募状況及び実績状況（年度累計）

講座名	講座数	応募状況		定員	実際受講者数	
		総数	応募倍率		総数	実際倍率
ワード入門	9 講座	289 名	1.07	270 名	212 名	0.79
エクセル入門	9 講座	402 名	1.49	270 名	211 名	0.78
ワード&エクセル入門	9 講座	509 名	1.89	270 名	225 名	0.83
インターネット活用法	9 講座	384 名	1.42	270 名	211 名	0.78
はじめてのパソコン入門	9 講座	747 名	2.77	270 名	237 名	0.88
合計	45 講座	2,331 名	1.73	1,350 名	1,096 名	0.81

コンピュータ室の一般開放の利用状況について

パソコンが常時 30 台設置・開放され、技術指導員による指導が受けられる充実した施設は少ないにもかかわらず、平成 15 年度の I T 学習室の一般開放の利用状況は次のとおり、その利用率は最大で約 25%と推定され、せっかくの施設が宝の持ち腐れとなっている。

区は、区民にもっとこの施設の存在をアピールし、区民の利用を促進すべきであると考えます。

平成 15 年度 I T 学習室利用状況（年度累計）

利用人数	利用可能時間
3,543 名	1,892 時間

[利用率推定]

利用者が、ひとり一日 4 時間（集計上の最大利用時間）利用したとして、利用率を推定すると、

- a . 延べ利用時間 @4 時間 × 3,543 名 = 14,172 時間
- b . 延べ利用可能時間 30 台（設置パソコン台数）×1,892 時間 = 56,760 時間
- c . 最大推定利用率 a ÷ b =0.2497 約 25%

ボランティア養成講習会について

ボランティア養成講習会は平成 14 年度より開催され、各年度の実績内容は下記のとおりである。

年度	講座数	受講者	ボランティア登録数	登録割合
平成 14 年度	3 講座	61 名	26 名	42.6%
平成 15 年度	3 講座	55 名	32 名	58.2%
平成 16 年度	3 講座	32 名	16 名	50.0%

各講座の定員は20名であり、平成14年度については、定員を満たしているが、翌年度より毎年受講者の人数は減少している。平成16年度第2回目においては、受講者は3名であった。

また、この講習会の目的のひとつであるボランティアの登録についても、各年度とも半分程度であり、この原因のひとつは養成講座の実施報告書に報告されているように、「ボランティア養成講座」という捉え方より、「一般のIT講習会」という感覚の受講者が少なからずいることが考えられる。

これらから、

- (ア) ボランティア養成講座の開催について、毎年受講者が減少していることを踏まえて、現状を分析し、講習の内容や回数等、また、開催の是非も含めて検討すべきと考える。
- (イ) 受講者にボランティア養成講座であることを区報のみでなく申し込み時等にも十分説明し、「一般のIT講習会」ではなく、講習終了後はボランティアをするという意思を持った人に参加してもらえるよう努める必要があると考える。
- (ウ) 今後のIT講習会においては、ボランティア登録していただいた区民の方々にお手伝いをお願いして、様々な講習を実施していくことを検討しても良い時期であると考えられる。

ここで最も重要なことは、区はIT講習会の実施について外部に委託はしているが、区民の要望に的確に応える責任は、区にあることを十分認識して事業を行う必要があると考える。

25 自動販売機の設置と補助金表示 生涯学習センター

生涯学習センターにおいて自動販売機を設置することは、荒川区心身障害児者福祉連合会との契約により認められ、また、荒川区行政財産使用料条例第6条第3号により、「区長が特に必要があると認めるとき」に使用料を免除するとしている。

したがって、同連合会は自動販売機の使用に見合う電気代のみ区に納付しており、同電気代は自動販売機の業者が同額を負担する契約になっている。

また、同連合会は区との間に14カ所に及ぶ自動販売機の設置に関する使用許可を受けている。

しかしながら、自動販売機の管理等は自動販売機の飲料販売業者が行っており、同連合会そのものが自動販売機の管理及び運営に携わっていないと思われる。

このことは、区が自動販売機の飲料販売業者と契約し、収受すべき自動販売機の売り上げにかかる手数料を収受し、同額を同連合会に対して補助金として交付した場合と同等の作用をなしていることとなる。

区の財産の利用の明確化を行うためには、収入は収入として表示し、補助金は補

助金として表示する総額主義が望ましいと考える。

また、契約書に書かれている売り上げの実績報告によれば、自動販売機の業者との契約は売り上げの10%ないし12%の取扱手数料となっている。

区の所有している施設において飲料業者は数社で行っているが、一括契約等により飲料販売業者と入札等を行った場合において、取扱手数料率を高めることの可能性の検討を行うべきである。

